

第2章 部門別概念・定義・範囲

本章は、令和2年表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を記載したものである。また、平成27年表からの変更内容等についても部門ごとに記載しているほか、第1部第4章の〔別表2〕では、部門分類の新旧対照表を掲載している。

本章は、おおむね、次のような構成で記載している。

(列・行コード、部門名称)

コード順に整理している。ただし、統合大分類「その他の製造工業製品」に係る部門については、複数の区分にまたがる部門があるため、一部コード順になっていない部分がある。

(担当府省庁)

当該部門の担当府省庁名を記載している。

(定義・範囲)

当該部門の概念・定義・範囲を規定している。

なお、日本標準産業分類の分類名を引用している部分については、名称の正確な引用とするため、読点には「,」を用いている。

(品目例示)

当該部門の活動により産出される主な財又はサービスを例示している。

ただし、産出される主な財又はサービスが行部門名から明らかな場合には、例示を省略している場合がある。

(平成27年表からの変更点)

令和2年表において、平成27年表の概念・定義・範囲を変更したもの等について記載している。

(注 意 点)

概念・定義・範囲に関する留意点、平成23年表から平成27年表における変更点について記載している。

(注1) 基本分類の部門名称欄の★印は、次の区分により生産活動主体分類を示したものである。

★★・・・非市場生産者（一般政府）

★・・・非市場生産者（対家計民間非営利団体）

無印・・・市場生産者

(注2) Pは仮設部門を示す。

(注3) 平成19年11月に行われた日本標準産業分類の第12回改定により、産業中分類ごとに小分類として「管理的、補助的経済活動を行う事業所」が設定

された。しかし、平成23年表及び平成27年表に引き続き令和2年表においても、この活動を独立した部門として設けず、概念上、各部門に含まれるものとして扱っているが、これについては、逐一記載していない。

また、日本標準産業分類の細分類7282「純粋持株会社」についても、本業を持たず、他社の経営戦略・人事戦略・意思決定等に専念していることから「管理的、補助的経済活動を行う事業所」と同様の活動と考えられるため、同様の扱いとしている。

第1節 内生部門

01 農林漁業

列コード	行コード	部門名称
0111-01	0111-011 0111-012	米 米 稲わら

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0111「米作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 米、稲わら

列コード	行コード	部門名称
0111-02	0111-021	麦類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち麦類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦、大麦(二条、六条)、裸麦

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「0111-021 小麦」及び「0111-022 大麦」を統合し「0111-021 麦類」とする。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の行部門「0111-021 小麦(国産)」及び「0111-022 小麦(輸入)」を統合し、「0111-021 小麦」に、「0111-023 大麦(国産)」及び「0111-024 大麦(輸入)」を統合し、「0111-022 大麦」とした。

列コード	行コード	部門名称
0112-01	0112-011	いも類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0117「ばれいしょ・かんしょ作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょ、ばれいしょ

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「0112-011 かんしょ」及び「0112-012 ばれいしょ」を統合し、「0112-011 いも類」とする。

(注 意 点) さといも、やまのいも等は「0113-01、-011 野菜」に含める。

列コード	行コード	部門名称
0112-02	0112-021	豆類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち豆類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 大豆、えんどう、そらまめ、いんげん豆、小豆、ささげ、らっかせい、その他の豆類

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「0112-021 大豆」及び「0112-029 その他の豆類」を統合し、「0112-021 豆類」とする。

(注 意 点) ① 未成熟の大豆、えんどう、そらまめ、いんげん豆は「0113-01、-011 野菜」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表の行部門「0112-021 大豆(国産)」及び「0112-022 大豆(輸入)」を統合し、「0112-021 大豆」とした。

列コード	行コード	部門名称
0113-01	0113-011	野菜

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち野菜の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 果菜類：かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、メロン、すいか、なす、トマト、いちご、さやえんどう(未成熟えんどう)、未成熟とうもろこし、えだまめ(未成熟大豆)、さやいんげん(未成熟いんげん)

葉茎菜類：キャベツ、はくさい、その他の漬菜、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、アスパラガス、たけのこ、もやし

根菜類：だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の列部門「0113-01 野菜（露地）」及び「0113-02 野菜（施設）」を統合し、「0113-01 野菜」とし、平成27年表の行部門コード「0113-001」を「0113-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0114-01	0114-011	果実

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0114「果樹作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) みかん、夏みかん、ネーブルオレンジ、はっさく、伊予柑、グレープフルーツ（輸入）、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ、パイナップル、バナナ（輸入）、果実の植物成長

(注意点) 平成27年表において、平成23年表の行部門「0114-011 かんきつ」、「0114-012 りんご」、「0114-019 その他の果実」を統合し、「0114-011 果実」とした。

列コード	行コード	部門名称
0115-01	0115-011	砂糖原料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) さとうきび、てんさい

列コード	行コード	部門名称
0115-02	0115-021	飲料用作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち飲料用作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コーヒー豆（輸入）、カカオ豆（輸入）、茶（生葉）、ホップ、茶の植物成長

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「0115-021 コーヒー豆・カカオ豆（輸入）」及び「0115-029 その他の飲料用作物」を統合し、「0115-021

飲料用作物」とする。

列コード	行コード	部門名称
0115-09	0115-099	その他の食用耕種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」及び0116「工芸農作物農業」のうち他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) そば、えん麦、とうもろこし、あわ、きび、ひえ、グレーンソルガム（輸入）、なたね、ごま、オリーブ、こんにやくいも、香辛料作物（輸入）、カッサバ芋（輸入）

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「0115-091 雑穀」及び「0115-099 他に分類されない食用耕種作物」を統合し、「0115-099 その他の食用耕種作物」とする。

(注意点) 平成27年表において、平成23年表の行部門「0115-092 油糧作物」を「0115-099 他に分類されない食用耕種作物」に統合。

列コード	行コード	部門名称
0116-01	0116-011	飼料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0119「その他の耕種農業」のうち飼料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 牧草、青刈とうもろこし、ソルゴー

列コード	行コード	部門名称
0116-02	0116-021	種苗

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作農業」のうち球根の生産活動及び細分類0119「その他の耕種農業」のうち種苗の生産活動を範囲とする。

なお、生産物を直接自部門投入して生産活動を行うものを除く。

(品目例示) 農産物（畜産物、蚕を除く。）の種子、球根類、苗木類（山行き苗木を除く。）、苗木類の植物成長

(注意点) 花き苗は、「0116-03、-031 花き・花木類」

に含める。

列コード	行コード	部門名称
0116-03	0116-031	花き・花木類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作農業」のうち球根を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 切り花類、鉢物類、花木(成木)、花壇用苗もの類、芝類、地被植物類、花木(成木)の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0116-09		その他の非食用耕種作物
	0116-091	葉たばこ
	0116-092	生ゴム(輸入)
	0116-093	綿花(輸入)
	0116-099	他に分類されない非食用耕種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち他に分類されない非食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(落綿)は「0116-093 綿花(輸入)」を競合部門とする。

(品目例示) 葉たばこ、生ゴム(輸入)、綿花(輸入)、薬用作物(おたね人参、とうき等)、製紙原料作物(こうぞ、みつまた等)、敷物原料作物(い草等)

列コード	行コード	部門名称
0121-01		酪農
	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0121「酪農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 生乳、乳子牛(と畜向け、肉用肥育向け)、乳子牛の成長増加、きゅう肥

列コード	行コード	部門名称
0121-02	0121-021	肉用牛

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0122「肉用牛生産業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) と畜向け肉用牛(成牛換算飼養頭数の増減を含む。)、子取り用めす子牛の成長増加、肥育向け子牛、きゅう肥

列コード	行コード	部門名称
0121-03	0121-031	豚

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0123「養豚業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 豚(成豚換算飼養頭数の増減を含む。)、きゅう肥

列コード	行コード	部門名称
0121-04	0121-041	鶏卵

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち鶏卵の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鶏卵、成鶏(成鶏換算飼養羽数の増減を含む。)、不正常卵、鶏ふん

列コード	行コード	部門名称
0121-05	0121-051	肉鶏

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち肉鶏の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ブロイラー、鶏ふん

列コード	行コード	部門名称
0121-09	0121-099	その他の畜産

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0125「畜産類似業」、0126「養蚕農業」及び0129「その他の畜産農業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(毛屑等)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) 羊毛、馬(軽種馬を含む。)、やぎ、めん羊、毛皮用動物(ミンク、うさぎ等の飼育

及びその毛、毛皮等)、食用鳥類(鶏を除く。)、その他の食用畜産物(やぎ乳、はちみつ、うずらの卵)、愛がん動物(昆虫類を含む。)、実験用動物(マウス、モルモット)、きゅう肥、養蚕

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の行部門「0121-091 羊毛」及び「0121-099 他に分類されない畜産」を統合し、「0121-099 その他の畜産」とした。

列コード	行コード	部門名称
0131-01	0131-011	農業サービス

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類013「農業サービス業(園芸サービス業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) カントリーエレベーター、ライスセンター、稲作共同育苗事業、土地改良区、青果物共同選果場、航空防除、種付業、ふ卵業

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の「0132-02、-021 農業サービス(獣医業を除く。)」を「0131-01、-011 農業サービス」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0151-01	0151-011	育林

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0211「育林業」、0241「育林サービス業」及び0243「山林種苗生産サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 苗木、立木の成長

(平成27年表からの変更点)

① 平成27年表において本部門に含まれていた国有林野事業は「6111-01、-011 公務(中央)★★」に、地方自治体が行う造林事業は「6112-01、-011 公務(地方)★★」に分割する。ただし、国有林及び公有林に係る国内生産額は本部門に計上する。

② 育林の成長増加の推計範囲について、平成27年表の全森林(禁伐分を控除)か

ら天然生林を控除した森林に変更。

(注 意 点) ① 造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物に含める。

② 日本標準産業分類の細分類0241「育林サービス業」及び0243「山林種苗生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0152-01	0152-011	素材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0221「素材生産業」及び0242「素材生産サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 丸太(そま角、大割材等を含む。)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において本部門に含まれていた国有林野事業は「6111-01、-011 公務(中央)★★」に、地方自治体が行う造林事業は「6112-01、-011 公務(地方)★★」に分割する。ただし、国有林及び公有林に係る国内生産額は本部門に計上する。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類0242「素材生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

② 平成27年表において、平成23年表の行部門「0152-011 素材(国産)」及び「0152-012 素材(輸入)」を統合し、「0152-011 素材」とした。

列コード	行コード	部門名称
0153-01	0153-011	特用林産物(狩猟業を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち栽培きのこの生産活動、0231「製薪炭業」、0239「その他の特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)」、0249「その他の林業サービス業」及び0299「その他の林業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) きのこと類(まつたけ、しいたけ、えのきたけ等)、種実(くり、くるみ)、ねまがりたけ、生うるし、木ろう、竹材、薪、木炭、狩猟による野生鳥獣及び動物原皮

内水面養殖業: ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、淡水真珠、鑑賞用魚

- (注 意 点) ① 種実のうち栽培したものは「0114-01、-011 果実」に含める。
- ② 日本標準産業分類の細分類0249「その他の林業サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0171-01	0171-011	海面漁業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類031「海面漁業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の行部門「0171-011 海面漁業(国産)」及び「0171-012 海面漁業(輸入)」を統合し、「0171-011 海面漁業」とした。

列コード	行コード	部門名称
0171-02	0171-021	海面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) まあじ、ぶり類、たい類、くるまえび、ほや類、ほたてがい、かき類、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠

列コード	行コード	部門名称
	0172-001	内水面漁業・養殖業
0172-01		内水面漁業
0172-02		内水面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類032「内水面漁業」及び042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 内水面漁業: さけ・ます類、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類

06 鉱業

列コード	行コード	部門名称
0611-01		石炭・原油・天然ガス
	0611-011	石炭
	0611-012	原油
	0611-013	天然ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類052「石炭・亜炭鉱業」及び053「原油・天然ガス鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 石炭：原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭
天然ガス：天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス

(注意点) 平成27年表において、平成23年表のコード「0621-01、-011～-013」を「0611-01、-011～-013」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0621-01	0621-011	砂利・採石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類054「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 砂利、砂、かんらん岩(精鉱)、オリビンサンド

(注意点) 平成27年表において、平成23年表のコード「0631-01、-011」を「0621-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0629-09		その他の鉱物
	0629-091	鉄鉱石
	0629-092	非鉄金属鉱物
	0629-093	石灰石
	0629-094	窯業原料鉱物(石灰石を除く。)
	0629-099	他に分類されない鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類051「金属鉱業」、055「窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」

及び059「その他の鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物のうち石こう、水滓、高炉ガス灰、フライアッシュ、ガラス屑、ガラスびんは、「0629-094 窯業原料鉱物(石灰石を除く。)」を競合部門とする。また他部門で副産物として発生する硫黄は、「0629-099 他に分類されない鉱物」を競合部門とする。

(品目例示) 非鉄金属鉱物：銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、金鉱、銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化鉄鉱

窯業原料鉱物(石灰石を除く。)：けい石、けい砂、ドロマイト、ろう石、粘土、長石、陶石、カオリン

他に分類されない鉱物：重晶石、ベントナイト・けいそう土等の粘土

(注意点) 平成27年表において、平成23年表の列部門「0611-01 金属鉱物」及び「0639-09 その他の鉱物」を統合し、「0629-09 その他の鉱物」とした。また平成23年表のコード「0611-011～-012」を「0629-091～-092」に、「0639-091～-092、-099」を「0629-093～-094、-099」にそれぞれ変更。

11 飲食料品

列コード	行コード	部門名称
1111-01	1111-011	食肉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0911「部分肉・冷凍肉製造業」、0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の食肉(馬肉、羊肉、山羊肉、鹿肉等)、と畜副産物(原皮、内臓及び肉鶏処理副産物)

(平成27年表からの変更点)

① 平成27年表において本部門に含まれていたと畜場を列部門「6699-06 と畜場(公営)★★」及び「6699-07 と畜場」に分割する。

② 平成27年表の行部門「1111-011 牛肉」、「1111-012 豚肉」、「1111-013 鶏肉」、「1111-014 その他の食肉」及び「1111-015 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)」を「1111-011 食肉」、「6699-061 と畜場(公営)★★」及び「6699-071 と畜場」に再編する。

列コード	行コード	部門名称
1111-02	1111-021	酪農品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0913「処理牛乳・乳飲料製造業」及び0914「乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 牛乳、加工乳、乳飲料、粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリーム、ミックスパウダー、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「1111-021 飲用牛乳」及び「1111-022 乳製品」を統合し、「1111-021 酪農品」とする。

(注意点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1112-03、-031、-032」を「1111-02、-021、-022」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1111-09	1111-099	その他の畜産食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0912「肉加工品製造業」、0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥加工処理を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ(冷蔵品)、焼豚、食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)、その他の畜産食料品(精製はちみつ、乾燥卵等)

(注意点) ① 平成27年表において、平成23年表で「1112-02、-021 畜産びん・かん詰」に含まれていた食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)を本部門に統合。

② 平成27年表において、平成23年表で「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていたその他の畜産食料品(精製はちみつ、乾燥卵等)を本部門に統合。

③ 平成27年表において、平成23年表の「1112-01、-011 肉加工品」を「1111-09、-099 その他の畜産食料品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-01	1112-011	冷凍魚介類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0925「冷凍水産物製造業」及び0926「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍魚介類、冷凍魚介調理品(丸又は三枚おろし、刺身等の処理をし、凍結したもの)、冷凍すり身、副産物の「魚のあら」

(注意点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1113-01、-011」を「1112-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-02	1112-021	塩・干・くん製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0924「塩干・塩蔵品製造業」及び0929「その他の水産食

料品製造業」のうち干・くん製品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煮干し品、素干し品、塩干品、くん製品、副産物の「魚のあら」

(注意点) ① さくら干し、みりん干しは、「1112-09、-099 その他の水産食料品」に含める。
② 平成27年表において、平成23年表のコード「1113-02、-021」を「1112-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-03	1112-031	水産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0921「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かに、さけ、まぐろ・かつお、さば、いわし、その他の水産びん・かん詰、副産物の「魚のあら」

(注意点) ① 水産物つくだ煮は、その容器を問わず、「1112-09、-099 その他の水産食料品」に含める。
② 平成27年表において、平成23年表のコード「1113-03、-031」を「1112-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-04	1112-041	ねり製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0923「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 焼きちくわ、かまぼこ、魚肉ハム・ソーセージ、副産物の「魚のあら」

(注意点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1113-04、-041」を「1112-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-09	1112-099	その他の水産食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0922「海藻加工業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品を除く生産活動を

範囲とする。

(品目例示) 節類、水産物つくだ煮、寒天、焼・味付けのり、さくら干し、みりん干し

(注意点) 平成27年表において、平成23年表の「1113-09、-099 その他の水産食品」を「1112-09、-099 その他の水産食料品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1113-01	1113-011	精穀

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0961「精米・精麦業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精米、くず米、米ぬか、精麦、麦ぬか
(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「1113-011 精米」及び「1113-019 その他の精穀」を統合し、「1113-011 精穀」とする。

(注意点) ① 米(玄米)については、種子及び飼料向けを除き、本部門を経由して産出させているため、本部門の国内生産額には精穀業者が行う精米以外(農家の自家消費等)を含む。
② 平成27年表において、平成23年表のコード「1114-01、-011、-019」を「1113-01、-011、-019」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1113-02	1113-021	製粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0962「小麦粉製造業」及び0969「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦粉、ふすま、そば粉、こんにゃく粉、米穀粉

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「1113-021 小麦粉」及び「1113-029 その他の製粉」を統合し、「1113-021 製粉」とする。

(注意点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1114-02、-021、-029」を「1113-02、-021、-029」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1114-01	1114-011	めん類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0992「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾めん、即席めん、マカロニ・スパゲッティ、生めん

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1115-01、-011」を「1114-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1114-02	1114-021	パン類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0971「パン製造業」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうち調理パン及びサンドイッチ並びに5863「パン小売業(製造小売)」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食パン、学校給食パン、菓子パン、調理パン、サンドイッチ

(注 意 点) ① 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。
② 平成27年表において、平成23年表のコード「1115-02、-021」を「1114-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1114-03	1114-031	菓子類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0972「生菓子製造業」、0973「ビスケット類・干菓子製造業」、0974「米菓製造業」、0979「その他のパン・菓子製造業」、0999「他に分類されない食料品製造業」のうち即席ココア及び5861「菓子小売業(製造小売)」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、油菓子、ココア

(注 意 点) ① 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「1115-03、-031」を「1114-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1115-01	1115-011	農産保存食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類093「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾燥野菜、冷凍野菜、漬物、ジャム、かんぴょう、切干だいこん、マッシュポテト、干がき、野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、原料濃縮果汁

(注 意 点) ① 原料濃縮果汁以外の果実飲料、野菜ジュースは、「1129-02、-021 清涼飲料」に、菓子のかん詰は、「1114-03、-031 菓子類」に含める。
② たれ、つゆ類及びジュースを除くトマト加工品(ケチャップ・ピューレ等)は、「1116-05、-051 調味料」に含める。
③ 平成27年表において、平成23年表で「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含まれていたジャム(びん・かん詰)、野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、原料濃縮果汁を本部門に統合し、平成23年表の「1116-02、-021 農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)」を「1115-01、-011 農産保存食料品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-01	1116-011	砂糖

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0951「砂糖製造業(砂糖精製業を除く)」及び0952「砂糖精製業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製糖(てんさい糖、甘しゅ糖)、含みつ糖、副産物(糖みつ、ビートパルプ)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「1116-011 精製糖」及び「1116-019 その他の砂糖・副産物」を統合し、「1116-011 砂糖」とする。

(注 意 点) ① 本部門には、国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖

生産活動を含めるが、当過程での自部門投入は含めない。

- ② 平成27年表において、平成23年表のコード「1117-01、-011、-019」を「1116-01、-011、-019」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-02	1116-021	でん粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0991「でんぷん製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターチ、でん粉かす

(注意点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1117-02、-021」を「1116-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-03	1116-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0953「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ぶどう糖(無水結晶ぶどう糖・含水結晶ぶどう糖、全糖ぶどう糖、液状ぶどう糖)、水あめ(水あめ、粉あめ)、異性化糖

(注意点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1117-03、-031」を「1116-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-04		動植物油脂
	1116-041	植物油脂
	1116-042	動物油脂
	1116-043	加工油脂
	1116-044	植物原油かす

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類098「動植物油脂製造業」及び細分類1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(果汁搾りかす、野菜屑等)は、植物原油かす

を競合部門とする。

(品目例示) 植物油脂：食用なたね油、食用大豆油、非食用向け植物原油(あまに油、ひまし油)

動物油脂：動物油脂(牛脂、豚脂等)、魚油加工油脂：マーガリン、ショートニング、精製ラード

植物原油かす：なたね油かす、大豆油かす、米ぬか油かす

(注意点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1117-04、-041～-044」を「1116-04、-041～-044」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-05	1116-051	調味料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類094「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケチャップ、トマトピューレ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、香辛料、洋風スープ、発酵調味料、風味調味料、たれ類、めんつゆ類、お茶漬け・ふりかけ類、即席みそ汁・お吸いもの、マヨネーズ副産物(卵白)

(注意点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1117-05、-051」を「1116-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1119-01	1119-011	冷凍調理食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0995「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍フライ(コロッケ、カツ、魚フライ等)、冷凍米飯類、冷凍ハンバーグ、冷凍シューマイ

列コード	行コード	部門名称
1119-02	1119-021	レトルト食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0998「レトルト食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レトルト食品(カレー、マーボー豆腐の素、ミートソース類、スープ類等)

列コード	行コード	部門名称
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0996「そう(惣)菜製造業」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうちすし・弁当及び5895「料理品小売業」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) そう菜、すし、弁当

(注意点) ① 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。

② 調理パン及びサンドイッチは「1114-02、-021 パン類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1119-09	1119-099	その他の食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0993「豆腐・油揚製造業」、0994「あん類製造業」、0999「他に分類されない食料品製造業」のうち即席ココアを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) とうふ、油揚、生揚、がんもどき、生あん、こんにゃく、納豆、麦茶、バナナ熟成加工、粉末ジュース、もち、調理特殊かん詰(カレーかん詰、ミートソース類かん詰、スープ類かん詰等)

(注意点) ① 即席ココアは「1114-03、-031 菓子類」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表の「1112-02、-021 畜産びん・かん詰」に含まれていた調理特殊かん詰(カレーかん詰、ミートソース類かん詰、スープ類かん詰等)を本部門に統合。

③ 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていたその他の畜産食料品(精製はちみつ、乾燥卵等)を「1111-09、099 その他の畜産食料品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1121-01	1121-011	清酒

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1023「清酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 清酒、味りん、清酒かす、味りんかす

列コード	行コード	部門名称
1121-02	1121-021	ビール類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1022「ビール類製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、生酵母、発泡酒

列コード	行コード	部門名称
1121-03	1121-031	ウイスキー類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデーの生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
1121-09	1121-099	その他の酒類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1021「果実酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデー、味りんを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール、その他の醸造酒、雑酒、添加用アルコール

列コード	行コード	部門名称
1129-01	1129-011	茶・コーヒー

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類103「茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 緑茶、紅茶、ウーロン茶、コーヒー

(注意点) 緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、

コーヒー飲料、麦茶飲料は「1129-02、-021 清涼飲料」に、麦茶は「1119-09、-099 その他の食料品」に、ココアは「1114-03、-031 菓子類」に、それぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-02	1129-021	清涼飲料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類101「清涼飲料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 炭酸飲料、果実飲料、緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料、豆乳飲料、ミネラルウォーター、スポーツドリンク、野菜ジュース

(注意点) ① 発酵乳及び乳酸菌飲料は「1111-02、-21 酪農品」に、濃縮果汁及び天然果汁は「1115-01、-011 農産保存食料品」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表で「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含まれていた野菜ジュースを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
1129-03	1129-031	製氷

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類104「製氷業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 販売用氷

列コード	行コード	部門名称
1131-01	1131-011	飼料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1061「配合飼料製造業」及び1062「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(屑肉、副産蛹、くず繭)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード、魚かす

列コード	行コード	部門名称
1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1063「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動物性有機質肥料(魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等)、植物性有機質肥料(なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等)、その他(たい肥)

(注意点) 別掲とは、列部門「0121-01 酪農」及び行部門「0121-019 その他の酪農生産物」、「0121-02、-021 肉用牛」、「0121-03、-031 豚」、「0121-04、-041 鶏卵」、「0121-05、-051 肉鶏」、「0121-09、-099 その他の畜産」に含まれるきゅう肥、鶏ふんである。

列コード	行コード	部門名称
1141-01	1141-011	たばこ

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類105「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ、加熱式たばこ

15 繊維製品

列コード	行コード	部門名称
1511-01	1511-011	紡績糸

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類111「製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業」のうち細分類1112「化学繊維製造業」、1113「炭素繊維製造業」を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 製糸(生糸、副蚕糸)、綿紡績糸(純綿糸、混紡綿糸)、化学繊維紡績糸(ビスコース・スフ糸、キュプラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸)、毛紡績糸(そ毛糸、紡毛糸)、ねん糸、かさ高加工糸、その他の紡績糸(絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸等)

列コード	行コード	部門名称
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1121「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、綿・スフ・合成繊維毛布地

(注意点) ① 幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。

② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1122「絹・人絹織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 絹織物、絹紡織物、人絹織物、合成繊維長繊維織物、化学繊維タイヤコード

(注意点) ① 幅13.0cm未満の織物については、使用

される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。

② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1512-09	1512-099	その他の織物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1123「毛織物業」、1124「麻織物業」、1125「細幅織物業」及び1129「その他の織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 毛織物(そ毛洋服地、その他のそ毛織物、紡毛織物、その他の紡毛織物、その他の毛織物)、麻織物(亜麻織物、ちよ麻織物、黄麻織物、繊維製ホース、麻風合成繊維織物)、細幅織物、その他の織物(モケット等)

(注意点) ① 幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、本部門の細幅織物に含める。

② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1513-01	1513-011	ニット生地

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類113「ニット生地製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地

列コード	行コード	部門名称
1514-01	1514-011	染色整理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類114「染色整理業」の活動を範囲とする。

(注意点) 国内生産額は、「販売分(原材料購入分)」及び「賃加工分(原材料支給分)」に分けられる。しかし、染色整理は、原反等を購入しない染色活動の部分のみと定義している。このため、「販売分(原材料購入分)」については、販売額から原材料の購入分を

差し引いて推計。

列コード	行コード	部門名称
1519-09	1519-099	その他の繊維工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類115「網・網・レース・繊維粗製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 網・網(ロープ、コード、トワイン、漁網、漁網以外の網地)、他に分類されない繊維工業製品(レース生地・雑品、組ひも、整毛(洗上羊毛、トップ、反毛等)、フェルト、不織布(乾式)、上塗りした織物、防水した織物、その他の繊維粗製品(ふとん綿、リリヤン、モール、ふさ類等))

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「1519-091 網・網」及び「1519-099 他に分類されない繊維工業製品」を統合し、「1519-099 その他の繊維工業製品」とする。

列コード	行コード	部門名称
1521-01	1521-011	織物製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1161「織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1162「織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1163「織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1164「織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含む、下着を除く)」、1165「織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1171「織物製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうち織物製のもの及び1181「和装製品製造業(足袋を含む)」の生産活動を範囲とする。また洋服製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 成人男子・少年服、成人女子・少女服、乳幼児服、シャツ、事務用・作業用・衛生用衣服、スポーツ用衣服、校服、下着、寝着類、和装製品(既製和服・帯、ショール、足袋類等)

(注 意 点) 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1521-02	1521-021	ニット製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1166「ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セーター類などを除く)」、1167「ニット製アウターシャツ類製造業」、1168「セーター類製造業」、1169「その他の外衣・シャツ製造業」、1172「ニット製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうちニット製のもの及び1174「補整着製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アウターシャツ類、セーター類、その他の外衣・シャツ(成人男子・少年服、成人女子・少女服、乳幼児服、スポーツ用衣服、海水着等)、下着、寝着類、補整着

(注 意 点) 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1182「ネクタイ製造業」、1183「スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業」、1184「靴下製造業」、1185「手袋製造業」、1186「帽子製造業(帽体を含む)」及び1189「他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、靴下、手袋、帽子、毛皮製衣服・身の回り品、なめし革製衣服、繊維製履物

列コード	行コード	部門名称
1529-01	1529-011	寝具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1191「寝具製造業」及び1192「毛布製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ふとん、羽毛ふとん、その他の寝具(寝

具用カバー、シーツ、タオルケット、枕、クッション、寝袋等)、毛布

列コード	行コード	部門名称
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1193「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) じゅうたん、だん通、タフテッドカーペット、しゅろマット、床マット等の繊維製床敷物

列コード	行コード	部門名称
1529-09	1529-099	その他の繊維既製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1194「帆布製品製造業」、1195「繊維製袋製造業」、1196「刺しゅう業」、1197「タオル製造業」、1198「繊維製衛生材料製造業」及び1199「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 繊維製衛生材料(ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう(布製)、衛生マスク、三角きん、眼帯、綿棒)、他に分類されない繊維既製品(帆布製品(シート、テント、日よけ等)、繊維製袋(麻袋、綿袋、合成繊維袋等)、刺しゅう製品、タオル、カーテン、テーブルクロス)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「1529-091 繊維製衛生材料」及び「1529-099 他に分類されない繊維既製品」を統合し、「1529-099 その他の繊維既製品」とする。

16 パルプ・紙・木製品

列コード	行コード	部門名称
1611-01	1611-011	製材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「一般製材業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(木くず)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 板材、ひき割、ひき角、残材

列コード	行コード	部門名称
1611-02	1611-021	合板・集成材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1212「単板(ベニヤ)製造業」、1222「合板製造業」及び1223「集成材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単板、普通合板、特殊合板、集成材

(注意点) 平成27年表において、日本標準産業分類の改定により、平成23年表で本部門に含まれていた床板を列部門「1619-09 その他の木製品」及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1611-03	1611-031	木材チップ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1213「木材チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
1619-09	1619-099	その他の木製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1219「その他の特殊製材業」、1221「造作材製造業(建具を除く)」、1224「建築用木製組立材料製造業」、1225「パーティクルボード製造業」、1226「繊維板製造業」、1227「銘木製造業」、1228「床板製造業」、小分類123「木製容器製造業(竹、とうを含む)」及び129「その他の木製品製造業(竹、とうを含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用木製品(造作材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、繊維板、銘板、銘木、床柱、床板)、他に分類されない木製品(経木、木毛、たる・おけ材、竹・とう・きりゅう等容器、折箱、木箱、取枠、巻枠、たる、おけ類、薬品処理木材、コルク製品、はし、げた、せいろ、靴型、その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「1619-091 建設用木製品」及び「1619-099 他に分類されない木製品」を統合し、「1619-099 その他の木製品」とする。

(注 意 点) 平成27年表において、日本標準産業分類の改定により、平成23年表で「1611-02、-021 合板・集成材」に含まれていた床板を本列部門及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1621-01	1621-011	木製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1311「木製家具製造業(漆塗りを除く)」の生産活動を範囲とする。また製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 机、テーブル、いす、流し台、調理台、ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャビネット、ベッド等の木製家具

列コード	行コード	部門名称
1621-02	1621-021	金属製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1312「金属製家具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 机、テーブル、いす、ベッド、流し台、調理台、ガス台、棚、戸棚等の金属製家具

列コード	行コード	部門名称
1621-03	1621-031	木製建具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類133「建具製造業」の生産活動を範囲とする。また製造

小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 雨戸、格子、障子、ふすま

列コード	行コード	部門名称
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1313「マットレス・組スプリング製造業」、小分類132「宗教用具製造業」及び139「その他の家具・装備品製造業」の生産活動を範囲とする。また製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) ベッド用マットレス、組スプリング、宗教用具、事務所用・店舗用装備品(陳列ケース、アコーディオンカーテン等)、窓用・扉用日よけ(ブラインド等)、日本びょうぶ、衣こう、すだれ、つい立、鏡縁、額縁、黒板、プラスチック製家具、窯業・土石製家具

列コード	行コード	部門名称
1631-01	1631-011	パルプ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類141「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 溶解パルプ、製紙パルプ

列コード	行コード	部門名称
	1631-021P	古紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する古紙の競合部門である。

(注 意 点) 本部門については、古紙を主生産物とする部門(競合部門)が無い場合、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
1632-01	1632-011	洋紙・和紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1421「洋紙製造業」、1423「機械すき和紙製造業」、1424「手すき和紙製造業」の生産活動を範囲と

する。独立行政法人国立印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を含む。

(品目例示) 新聞巻取紙、印刷用紙、情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙幣用和紙

(注意点) 本部門に含める衛生用紙とは、原紙のことであり、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の製品は、「1649-01、-011 紙製衛生材料・用品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1632-02	1632-021	板紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1422「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材原紙、その他の板紙

列コード	行コード	部門名称
1633-01	1633-011	段ボール

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1432「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール(シート)

列コード	行コード	部門名称
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1431「塗工紙製造業(印刷用紙を除く)」及び1433「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工紙、ブックバインディングクロス、その他の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙

列コード	行コード	部門名称
1641-01	1641-011	段ボール箱

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1453「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
1641-09	1641-099	その他の紙製容器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1451「重包装紙袋製造業」、1452「角底紙袋製造業」及び1454「紙器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 重包装紙袋(セメント袋、米麦袋等)、角底紙袋(ショッピングバッグ、手提紙袋等)、紙箱(折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等)、その他の紙器(紙筒、紙カップ、紙皿等)

列コード	行コード	部門名称
1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙製衛生材料(衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等)、紙製衛生用品(紙おむつ、紙タオル、紙ナプキン、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等)

(注意点) ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の原紙は、「1632-01、-011 洋紙・和紙」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類144「紙製品製造業」、149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料、紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ、ソリッドファイバー製品、バルカナイズドファイバー製品

20 化学製品

列コード	行コード	部門名称
2011-01	2011-011	化学肥料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除いたもの、1612「複合肥料製造業」、1619「その他の化学肥料製造業」及び1621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物（硫安、塩安、けい酸石灰等）は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 窒素質・りん酸質肥料（アンモニア、アンモニア水、尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素、過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん）、複合肥料（りん酸アンモニウム（肥料用）、高度化成肥料、普通化成肥料、配合肥料）

列コード	行コード	部門名称
2021-01	2021-011	ソーダ工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ソーダ灰、か性ソーダ、液体塩素、その他のソーダ工業製品（塩素ガス、塩酸ガス、塩酸、高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム）

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2021-011 ソーダ灰」、「2021-012 か性ソーダ」、「2021-013 液体塩素」及び「2021-019 その他のソーダ工業製品」を統合し、「2021-011 ソーダ工業製品」とする。

列コード	行コード	部門名称
2029-01	2029-011	無機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1622「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 酸化チタン、カーボンブラック、その他の無機顔料（亜鉛華、酸化第二鉄、黄鉛、鉛丹、リサーチ、カドミウム顔料、銀朱）

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2029-011 酸化チタン」、「2029-012 カーボンブラック」及び「2029-019 その他の無機顔料」を統合し、「2029-011 無機顔料」とする。

列コード	行コード	部門名称
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1623「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス

列コード	行コード	部門名称
2029-03		塩
	2029-031	原塩
	2029-032	塩

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1624「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 塩、食卓塩、かん水、にがり

(注意点) 岩塩は、列部門「0629-09 その他の鉱物」及び行部門「0629-099 他に分類されない鉱物」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、並びに1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒を除いたものの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

列コード	行コード	部門名称
2031-01	2031-011	石油化学基礎製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1631「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうちナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、オフガスの生産活動を範囲とする。

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2031-011 エチレン」、「2031-012 プロピレン」及び「2031-019 その他の石油化学基礎製品」を統合し、「2031-011 石油化学基礎製品」とする。

列コード	行コード	部門名称
2031-02	2031-021	石油化学系芳香族製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1631「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうち改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純トルエン、キシレン（o-キシレン（精製のもの）、m-キシレン（精製のもの）、p-キシレン（精製のもの）を含む。）、芳香族剤の生産活動を範囲とする。

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2031-021 純ベンゼン」、「2031-022 純トルエン」、「2031-023 キシレン」及び「2031-029 その他の石油化学系芳香族製品」を統合し、「2031-021 石油化学系芳香族製品」とする。

列コード	行コード	部門名称
2041-01	2041-011	脂肪族中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1632「脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 合成オクタノール、合成ブタノール、酢酸、二塩化エチレン、アクリロニトリル、エチレングリコール、酢酸ビニル（モノマー）、その他の脂肪族中間物（イソプロピ

ルアルコール、酸化エチレン、塩化ビニル（モノマー）

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2041-011 合成オクタノール・ブタノール」、「2041-012 酢酸」、「2041-013 二塩化エチレン」、「2041-014 アクリロニトリル」、「2041-015 エチレングリコール」、「2041-016 酢酸ビニルモノマー」及び「2041-019 その他の脂肪族中間物」を統合し、「2041-011 脂肪族中間物」とする。

(注 意 点) ① 生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

② 平成27年表において、平成23年表の行部門「2041-011 合成アルコール類」に含まれていたエチルアルコール（石油系）、合成高級アルコール（C9以上のもの）及びイソプロピルアルコールを行部門「2041-019 その他の脂肪族中間物」に統合し、平成23年表の行部門「2041-011 合成アルコール類」を「合成オクタノール・ブタノール」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2041-02	2041-021	環式中間物・合成染料・有機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1634「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 合成染料、有機顔料、スチレンモノマー、合成石炭酸、テレフタル酸、ジメチルテレフタレート、カプロラクタム、その他の環式中間物（無水フタル酸、トルイレンジイソシアネート、ジフェニルメタンジイソシアネート、シクロヘキサン、アニリン、ニトロベンゼン、クロルベンゼン）

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2041-021 合成染料・有機顔料」、「2041-022 スチレンモノマー」、「2041-023 合成石炭酸」、「2041-024 テレフタル酸・ジメチルテレフタレート」、「2041-025 カプロラクタム」及び「2041-029 その他の環式中間物」を統合し、

「2041-021 環式中間物・合成染料・有機顔料」とする。

- (注 意 点) ① 平成27年表において、平成23年表の列部門「2041-02 環式中間物」及び「2041-03 合成染料・有機顔料」を統合し、「2041-02 環式中間物・合成染料・有機顔料」とした。
- ② 平成27年表において、平成23年表の行部門「2041-029 その他の環式中間物」に含まれていたジメチルテレフタレート「2041-023 テレフタル酸 (高純度)」に統合し、「2041-024 テレフタル酸・ジメチルテレフタレート」とした。
- ③ 平成27年表において、平成23年表のコード「2041-031」を「2041-021」に、「2041-021～-022、-024」を「2041-022～-023、-025」にそれぞれ変更。

列コード	行コード	部門名称
2042-01	2042-011	合成ゴム

- (担当府省庁) 経済産業省
- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1636「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2049-01	2049-011	メタン誘導品

- (担当府省庁) 経済産業省
- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうちメタン誘導品の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス

列コード	行コード	部門名称
2049-02	2049-021	可塑剤

- (担当府省庁) 経済産業省
- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、アジピン酸系可塑剤、ポリエステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤

列コード	行コード	部門名称
2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品

- (担当府省庁) 経済産業省
- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1633「発酵工業」及び1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤とメタン誘導品を除く生産活動を範囲とする。日本アルコール産業株式会社の生産活動を含む。
- (品目例示) 純ベンゼン (非石油系)、クレオソート油、ピッチ、ナフタリン、エチルアルコール、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール (油脂製品)

列コード	行コード	部門名称
2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂

- (担当府省庁) 経済産業省
- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうちフェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2051-02	2051-021	熱可塑性樹脂

- (担当府省庁) 経済産業省
- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうちポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) ポリエチレン (低密度のもの、EVA (エチレン・酢酸ビニルコポリマー)、高密度のもの)、ポリスチレン (成形材料 (GP・HI)、発泡用 (FS))、AS樹脂、ABS樹脂、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂 (ポリマー、コポリマー、ペースト)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2051-021 ポリエチレン (低密度)」、「2051-022 ポリエチレン (高密度)」、「2051-023 ポリスチレン」、「2051-024 ポリプロピレン」及び「2051-025 塩化ビニル樹脂」を統合し、「2051-021 熱可塑性樹脂」とする。

列コード	行コード	部門名称
2051-03	2051-031	高機能性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうちポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く）、ポリブチレンテレフタレート、ポリフェニレンサルファイドの生産活動を範囲とする。

- (注 意 点) ① ポリエチレンテレフタレート（繊維用）は、「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に含める。
- ② 平成27年表において、平成23年表で「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に含まれていたポリフェニレンサルファイドを本部門に統合。
- ③ 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた変性ポリフェニレンエーテルを「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に統合。

列コード	行コード	部門名称
2051-09	2051-099	その他の合成樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうち石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、ふっ素樹脂、アセチルセルロース、ポリエチレンテレフタレート（繊維用）など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石油系樹脂（ポリブテン、石油樹脂）、メタクリル樹脂（成形材料、板状等材料）、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、ふっ素樹脂、ポリエチレンテレフタレート（繊維用）、その他の樹脂

- (注 意 点) ① 平成27年表において、平成23年表で「2051-03、-031 高機能性樹脂」に含まれていた変性ポリフェニレンエーテルを本部門に統合。
- ② 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていたポリフェニレンサルファイドを「2051-03、-031 高機能性

樹脂」に統合。

列コード	行コード	部門名称
2061-01	2061-011	化学繊維

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1112「化学繊維製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レーヨン・アセテート（ビスコース長繊維系・短繊維、キュプラ長繊維系・短繊維、アセテート長繊維系・短繊維）、合成繊維（ナイロン長繊維系・短繊維、ポリエステル長繊維系・短繊維、アクリル長繊維系・短繊維、ビニロン長繊維系・短繊維、ポリプロピレン長繊維系・短繊維）

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2061-011 レーヨン・アセテート」及び「2061-012 合成繊維」を統合し、「2061-011 化学繊維」とする。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の列部門「2061-01 レーヨン・アセテート」及び「2061-02 合成繊維」を統合し、「2061-01 化学繊維」とした。また平成23年表のコード「2061-021」を「2061-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2071-01	2071-011	医薬品

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類165「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医薬品製品（循環器官用薬、抗生物質製剤等）、医薬部外品（清涼剤、てんか粉剤、腋臭防止剤、防虫剤、殺そ剤、外用消毒剤、軟膏剤、ビタミン剤、カルシウム剤）、動物用医薬品・医薬部外品

(注 意 点) 化粧品・歯磨は「2082-01、-011 化粧品・歯磨」に、農薬は「2084-01、-011 農薬」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2081-01		油脂加工製品・界面活性剤
	2081-011	油脂加工製品
	2081-012	石けん・合成洗剤
	2081-013	界面活性剤（石けん・合成洗剤を除く。）

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油（食用）を除く生産活動、1642「石けん・合成洗剤製造業」及び1643「界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 油脂加工製品：硬化油（工業用）、脂肪酸、グリセリン
界面活性剤（石けん・合成洗剤を除く。）：
陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン界面活性剤、柔軟仕上げ剤

（注 意 点） ① 平成27年表において、平成23年表の列部門「2081-01 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」を「油脂加工製品・界面活性剤」に名称変更。
② 平成27年表において、平成23年表の行部門「2081-013 界面活性剤」を「界面活性剤（石けん・合成洗剤を除く。）」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2082-01	2082-011	化粧品・歯磨

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類166「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 香水、オーデコロン、頭髪用化粧品（シャンプー、ヘアリンス、養毛料、整髪料等）、皮膚用化粧品（クリーム、乳液、化粧水、パック等）、仕上用化粧品（ファンデーション、おしろい、口紅、ほほ紅、アイメイクアップ等）、特殊用途化粧品（日やけ止め・ひげそり用化粧品等）、歯磨

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表のコード「2081-02、-021」を「2082-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2083-01	2083-011	塗料

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1644「塗料製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー類

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表のコード「2082-01、-011」を「2083-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2083-02	2083-021	印刷インキ

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1645「印刷インキ製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 一般インキ、新聞インキ、補助剤、印刷インキ用ワニス

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表のコード「2082-02、-021」を「2083-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2084-01	2084-011	農薬

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1692「農薬製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ（鼠）剤、植物成長調整剤、補助剤

（注 意 点） 殺虫・殺そ（鼠）剤（農薬を除く。）及び殺菌・消毒剤（農薬を除く。）の活動は、「2071-01、-011 医薬品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1694「ゼラチン・接着剤製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2089-02	2089-021	写真感光材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1695「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フィルム、印画紙、感光紙、製版用感光材料、写真用化学薬品

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「2083-01、-011」を「2089-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2089-09		その他の化学最終製品
	2089-091	触媒
	2089-099	他に分類されない化学最終製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒、1646「洗浄剤・磨用剤製造業」、1647「ろうそく製造業」、1691「火薬類製造業」、1693「香料製造業」、1696「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、1697「試薬製造業」及び1699「他に分類されない化学工業製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 他に分類されない化学最終製品：洗浄剤・磨用剤（クレンザー、ワックス、靴クリーム等）、ろうそく、火薬類（無煙火薬、電気雷管等）、香料、天然樹脂製品、木材化学製品、試薬、他に分類されない化学工業製品（デキストリン（可溶性でんぷんを含む）、修正液、漂白剤等）

21 石油・石炭製品

列コード	行コード	部門名称
2111-01		石油製品
	2111-011	ガソリン
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類171「石油精製業」、172「潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」及び細分類1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭を除く生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック層の一部は、「2111-017 ナフサ」を競合部門とする。また「2031-01 石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、「2111-018 液化石油ガス」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

列コード	行コード	部門名称
2121-01		石炭製品
	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類173「コークス製造業」及び細分類1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭の生産活動を範囲とする。また石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗製ベンゾールが含まれる。

なお、他部門で発生するプラスチック層の一部は、「2121-011 コークス」及び「2121-019 その他の石炭製品」を競合部

門とする。また他部門で副産物として発生する高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガスは、「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗製ベンゾール、コールタール、コークス炉ガス

列コード	行コード	部門名称
2121-02	2121-021	舗装材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類174「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

22 プラスチック・ゴム製品

列コード	行コード	部門名称
2211-01		プラスチック製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類181「プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業」、182「プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業」、183「工業用プラスチック製品製造業」、184「発泡・強化プラスチック製品製造業」、185「プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)」及び189「その他のプラスチック製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2211-019 その他のプラスチック製品」を競合部門とする。

(品目例示) プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒：プラスチック板(平板・波板・積層品・化粧板)・棒、プラスチック管(硬質管、ホース)、プラスチック継手、プラスチック異形押出製品(雨どい等)、プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品：ポリウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、塩化ビニルフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、板状発泡製品、発泡プラスチック製品の加工品

工業用プラスチック製品：輸送機械器具用

プラスチック製品（バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ等）、電気機械器具用プラスチック製品（TVキャビネット、掃除機ボデー、冷蔵庫内装用品等）、その他の工業用プラスチック製品、工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品：強化プラスチック製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽、工業用強化プラスチック製品、その他の強化プラスチック製品（保安帽（帽体）、がい子、橋脚、コンテナ等）、強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器：飲料用プラスチックボトル、プラスチック製灯油缶、工業用薬品缶、洗剤・シャンプー用容器、ビールコンテナ、農林水産用コンテナ、ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品：プラスチック製台所・食卓用品（まな板、ボウル、食器、盆等）、プラスチック製浴室用品、その他のプラスチック製日用雑貨

その他のプラスチック製品：プラスチック成形材料、廃プラスチック製品（くい、棚、漁礁等）、医療・衛生用プラスチック製品、その他のプラスチック製品（結束テープ、絶縁テープ、時計ガラス、止水板、人工芝等）、プラスチック製品の加工品（他に分類されないもの）

列コード	行コード	部門名称
2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類191「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類1994「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 自動車用タイヤ・チューブ、航空機用タイヤ・チューブ、自転車用タイヤ・チューブ、運搬車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、更生タイヤ

列コード	行コード	部門名称
2229-09		その他のゴム製品
	2229-091	ゴム製・プラスチック製履物
	2229-099	他に分類されないゴム製品

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類192「ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」、193「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類1991「ゴム引布・同製品製造業」、1992「医療・衛生用ゴム製品製造業」、1993「ゴム練生地製造業」、1995「再生ゴム製造業」及び1999「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） ゴム製・プラスチック製履物：ゴム製履物・同附属品（地下足袋、ゴム底布靴、縫ゴム靴、ゴム草履・スリッパ（スポンジ製のものを含む）、ゴム製の履物用品（ゴム底、ゴムかかと、草履底、甲等）、プラスチック製履物・同附属品（プラスチック製靴（合成皮革製靴、プラスチック成形靴など）、プラスチック製サンダル・スリッパ・草履、プラスチック製運動靴、プラスチック製の履物附属品）

他に分類されないゴム製品：コンベヤゴムベルト、平ベルト、Vベルト（ファンベルトを含む）、ゴムホース、工業用ゴム製品（防振ゴム、ゴム製パッキン類等）、ゴム引布、ゴム引布製品（エアーマットレス等）、医療・衛生用ゴム製品（乳首、水まくら、氷のう、手術用手袋、避妊用具等）、ゴム練生地、再生ゴム、その他のゴム製品（フォームラバー、ゴム手袋（医療用を除く）、消しゴム、ゴムバンド等）

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表の列部門「2229-01 ゴム製・プラスチック製履物」及び「2229-09 その他のゴム製品」を統合し、「2229-09 その他のゴム製品」とした。また平成23年表の行部門「2229-099 その他のゴム製品」を「他に分類されないゴム製品」に名称変更し、コード「2229-011」を「2229-091」に変更。

25 窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
2511-01	2511-011	板ガラス・安全ガラス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2111「板ガラス製造業」及び2112「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 板ガラス(普通板ガラス、変り板ガラス、磨き板ガラス)、安全ガラス・複層ガラス(合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス、すりガラス、曲げガラス、鏡)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2511-011 板ガラス」及び「2511-012 安全ガラス・複層ガラス」を統合し、「2511-011 板ガラス・安全ガラス」とする。

列コード	行コード	部門名称
2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2117「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガラス短繊維製品(フェルト、ボード、筒等)、ガラス長繊維製品(ロービング、チョップドストランド、糸、布、マット等)、光ファイバ(素線)

列コード	行コード	部門名称
2511-09		その他のガラス製品
	2511-091	ガラス製加工素材
	2511-099	他に分類されないガラス製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2113「ガラス製加工素材製造業」、2114「ガラス容器製造業」、2115「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、2116「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2119「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(ガラスびん)は、「2511-099 他に分類されな

いガラス製品」を競合部門とする。

(品目例示) ガラス製加工素材：光学ガラス素地(眼鏡用を含む)、電球類用・電子管用ガラスバルブ、その他のガラス管・棒・球(アンブル用ガラス管等)、電子機器用基盤ガラス

他に分類されないガラス製品：ガラス容器(飲料用容器、食料用・調味料用容器、化粧品瓶、インキ瓶等)、理化学用・医療用ガラス器具(フラスコ、ビーカー、試験管、アンブル、薬瓶等)、卓上用ガラス器具、ガラス製台所用品・食卓用品、その他のガラス製品(魔法瓶用ガラス製中瓶、照明用・信号用ガラス製品、ガラスブロック、ガラススタイル等)

列コード	行コード	部門名称
2521-01	2521-011	セメント

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2121「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、セメントクリンカは中間製品扱いとする。

(品目例示) ポルトランドセメント、フライアッシュセメント、高炉セメント、シリカセメント

列コード	行コード	部門名称
2521-02	2521-021	生コンクリート

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2122「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2521-03	2521-031	セメント製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2123「コンクリート製品製造業」及び2129「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート

製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、コンクリート系プレハブ住宅、その他のセメント製品（セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等）

列コード	行コード	部門名称
2531-01		陶磁器
	2531-011	建設用陶磁器
	2531-012	工業用陶磁器
	2531-013	日用陶磁器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類214「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用陶磁器：衛生陶器（浴槽、洗面手洗器、便器、水槽等）、タイル（モザイクタイル、内装タイル等）

工業用陶磁器：電気用陶磁器（がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミック製IC基板・パッケージ（焼結し放しのもの）等）、理化学用・工業用陶磁器、理化学用・工業用ファインセラミックス（焼結し放しのもの）

日用陶磁器：陶磁器製食器、陶磁器製台所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器絵付品、陶磁器用はい（坏）土

列コード	行コード	部門名称
2591-01	2591-011	耐火物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類215「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 耐火れんが、不定形耐火物（耐火モルタル、キャストブル耐火物等）、人造耐火材（マグネシアクリンカー、合成ムライト等）、その他の耐火物（粘土質るつぼ、高炉用ブロック等）

列コード	行コード	部門名称
2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類213「建設用粘

土製品製造業（陶磁器製を除く）」及び細分類2192「石こう（膏）製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石こうボード・同製品（化粧ボード、ラスボード、シーリング石こうボード、強化石こうボード等）、石こうプラスタ、焼石こう、粘土かわら（いぶしかわら、うわ葉かわら、塩焼かわら）、普通れんが、その他の建設用粘土製品（陶管等）

列コード	行コード	部門名称
2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1113「炭素繊維製造業」及び小分類216「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電極（人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト等）、炭素繊維、炭素棒（ガウジング用、電池用等）、ブラシ（人造黒鉛質、金属黒鉛質等）、黒鉛るつぼ、精製黒鉛、炭素れんが、黒鉛れんが、特殊炭素製品

列コード	行コード	部門名称
2599-02	2599-021	研磨材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類217「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 天然研磨材、人造研磨材、研削と石、研磨布紙、再生研磨材、天然と石

列コード	行コード	部門名称
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類218「骨材・石工品等製造業」、細分類2191「ロックウール・同製品製造業」、2193「石灰製造業」、2194「鋳型製造業（中子を含む）」及び2199「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物（鈹さい（鈹滓））は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 砕石、石材、ほうろう鉄器（台所・食卓

用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等)、石灰(生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等)、その他の土石製品(再生骨材、人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品)、宝飾製品(七宝製品、人造宝石)、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品(うわ薬、雲母板等)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の「0621-02、-021 砕石」を本部門に統合。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の「0631-02、-021 砕石」を「0621-02、-021」にコード変更。

26 鉄鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-01	2611-011	銑鉄

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

(品目例示) 高炉銑、電気炉銑

列コード	行コード	部門名称
2611-02	2611-021	フェロアロイ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2213「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フェロニッケル、フェロクロム、フェロマンガン、フェロモリブデン、フェロバナジウム

列コード	行コード	部門名称
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
	2612-011P	鉄屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する鉄屑の競合部門である。

(注 意 点) 本部門については、鉄屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2621-01	2621-011	熱間圧延鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼、鋼半製品の生産活動を範囲とする。

なお、鋼半製品は中間製品扱いとする。

(品目例示) 普通鋼形鋼(鋼矢板、H形鋼、大形・中形・小形形鋼)、普通鋼鋼板(厚板、中板、薄板)、普通鋼鋼帯(冷延用鋼帯、その他用鋼帯)、普通鋼小棒(小形鉄筋用丸棒・異形棒、その他の小形棒鋼)、その他の普通鋼熱間圧延鋼材(軌条、大形・中形棒鋼、管材、バーインコイル、線材、外輪)、特殊鋼熱間圧延鋼材(工具鋼、構造用鋼、ばね鋼、軸受鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼、高マンガン鋼、合わせ鋼材)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2621-011 普通鋼形鋼」、「2621-012 普通鋼鋼板」、「2621-013 普通鋼鋼帯」、「2621-014 普通鋼小棒」、「2621-015 その他の普通鋼熱間圧延鋼材」及び「2621-016 特殊鋼熱間圧延鋼材」を統合し、「2621-011 熱間圧延鋼材」とする。

列コード	行コード	部門名称
2622-01	2622-011	鋼管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う

事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼鋼管(普通鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、普通鋼冷間鋼管、普通鋼めっき鋼管)、特殊鋼鋼管(特殊鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、特殊鋼冷間鋼管)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2622-011 普通鋼鋼管」及び「2622-012 特殊鋼鋼管」を統合し、「2622-011 鋼管」とする。

列コード	行コード	部門名称
2623-01	2623-011	冷間仕上鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、冷間圧造用炭素綱線、硬鋼線、溶接棒心線、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼冷間仕上鋼材(磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、冷延電気鋼帯、磨棒鋼、鉄線、冷間圧造用炭素綱線、硬鋼線、溶接棒心線、簡易鋼矢板、軽量形鋼)、特殊鋼冷間仕上鋼材(磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、磨棒鋼、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、冷間圧造用炭素綱線、その他の特殊鋼線)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2623-011 普通鋼冷間仕上鋼材」及び「2623-012 特殊鋼冷間仕上鋼材」を統合し、「2623-011 冷間仕上鋼材」とする。

列コード	行コード	部門名称
2623-02	2623-021	めっき鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類224「表面処理鋼材製造業」のうち、熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を除く生産活動

を範囲とする。

(品目例示) 亜鉛めっき鋼板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、アルミめっき鋼板、ブリキ、ティンフリースチール

列コード	行コード	部門名称
2631-01	2631-011	鋳鍛鋼

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2253「鋳鋼製造業」及び2255「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鍛鋼(普通鋼・特殊鋼鍛鋼品(打放))、
鋳鋼(普通鋼・特殊鋼鋳鋼品(鋳放))

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2631-011 鍛鋼」及び「2631-012 鋳鋼」を統合し、「2631-011 鋳鍛鋼」とする。

列コード	行コード	部門名称
2631-02	2631-021	鋳鉄管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2293「鋳鉄管製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 直管(普通・強じん鋳鉄)、異形管(普通・強じん鋳鉄)

列コード	行コード	部門名称
2631-03	2631-031	鋳鉄品・鍛工品(鉄)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2251「鋳鉄铸件製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)」、2252「可鍛鋳鉄製造業」及び2254「鍛工品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳鉄品(鋳鉄铸件、球状黒鉛鋳鉄、合金鋳鉄、可鍛鋳鉄、精密铸造品、可鍛鋳鉄製鉄管継手)、鍛工品(鉄)(鍛工品(自動車用、産業機械器具用等))

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2631-031 鋳鉄品」及び「2631-032 鍛工品(鉄)」を統合し、「2631-031 鋳鉄品・鍛工品(鉄)」とする。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の列部

門「2631-03 鋳鉄品及び鍛工品(鉄)」を「鋳鉄品・鍛工品(鉄)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2291「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2299「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄粉、純鉄圧延、ペレット

27 非鉄金属

列コード	行コード	部門名称
2711-01	2711-011	銅

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2311「銅第1次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。
なお、粗銅は中間製品扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛（再生を含む。）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2312「亜鉛第1次製錬・精製業」、2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうち鉛第1次製錬・精製業、2321「鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）」及び2329「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業の生産活動を範囲とする。

なお、粗鉛（副産粗鉛を含む）は中間製品扱いとする。

(品目例示) 鉛、再生鉛、減摩合金、はんだ、亜鉛、再生亜鉛、亜鉛合金

列コード	行コード	部門名称
2711-03	2711-031	アルミニウム（再生を含む。）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ製錬業及び2322「アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム地金、アルミナ、水酸化アルミニウム、アルミニウム再生地金、アルミニウム合金

列コード	行コード	部門名称
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ製錬業、

鉛第1次製錬・精製業を除く生産活動及び2329「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金地金、銀地金、チタン、タングステン、すず、アンチモン、金再生地金、金合金、銀再生地金、銀合金、銅再生地金、銅合金

列コード	行コード	部門名称
	2712-011P	非鉄金属屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する非鉄金属屑の競合部門である。

(注意点) 本部門については、非鉄金属屑を主生産物とする部門（競合部門）がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2721-01	2721-011	電線・ケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2341「電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）」の生産活動を範囲とする。

なお、裸線（電線メーカー向け心線）及び荒引線は中間製品扱いとする。

(品目例示) 通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル

列コード	行コード	部門名称
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2342「光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2729-01	2729-011	伸銅品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2331「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銅、黄銅、青銅等の伸銅品

28 金属製品

列コード	行コード	部門名称
2729-02	2729-021	アルミ圧延製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2332「アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム圧延製品（板、円板、条、管、棒、線、型材、はく）

列コード	行コード	部門名称
2729-03	2729-031	非鉄金属素形材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類235「非鉄金属素形材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳物（銅、銅合金、アルミニウム等）、ダイカスト（アルミニウム、亜鉛等）、精密鋳造品、鍛造品（アルミニウム等）

列コード	行コード	部門名称
2729-04	2729-041	核燃料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2391「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2339「その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」及び2399「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、粗製品は中間製品扱いとする。

(品目例示) 鉛管、鉛板、非鉄金属・同合金展伸材（アルミニウムを除く）、非鉄金属・同合金粉、その他の非鉄金属製品

列コード	行コード	部門名称
2811-01	2811-011	建設用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2441「鉄骨製造業」及び2442「建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄骨、軽量鉄骨、橋りょう、鉄塔、水門、はしご

列コード	行コード	部門名称
2812-01	2812-011	建築用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2443「金属製サッシ・ドア製造業」、2444「鉄骨系プレハブ住宅製造業」及び2445「建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム製サッシ・ドア、その他の金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、ユニットハウス、メタルラス、シャッター、建築用板金製品、金属製物置

列コード	行コード	部門名称
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房・調理装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2432「ガス機器・石油機器製造業」、2433「温風・温水暖房装置製造業」及び2439「その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガスこんろ・ふろ釜・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房機、温水ボイラ等の暖房装置、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器

(注意点) 平成27年表において、平成23年表の「2891-01、-011 ガス・石油機器・暖房機器」を「ガス・石油機器・暖房・調理装置」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類248「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2492「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類241「ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業」及び細分類2446「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 18リットル缶、食缶(缶詰用缶)、一般缶、ドラム缶、コンテナ、板金製タンク、高圧容器(ボンベ)

列コード	行コード	部門名称
2899-03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類
	2899-031	配管工事附属品
	2899-032	粉末や金製品
	2899-033	刃物・道具類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2422「機械刃物製造業」、2423「利器工匠具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)」、2424「作業工具製造業」、2425「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2426「農業用器具製造業(農業用機械を除く)」、2431「配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」及び2453「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配管工事附属品：金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、排水管、止め栓

粉末や金製品：機械部分品(粉末や金によるもの)、超硬チップ、超硬工具(粉末や金によるもの)

刃物・道具類：機械刃物、利器工匠具・手道具(ほう丁、ナイフ類、はさみ、理

髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等)、やすり、作業工具(スパナ、ペンチ、ドライバ等)、手引のこぎり、のこ刃、農業用器具(すき、くわ、かま等)、農業用器具部分品

列コード	行コード	部門名称
2899-09	2899-099	その他の金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2421「洋食器製造業」、2429「その他の金物類製造業」、2451「アルミニウム・同合金プレス製品製造業」、2452「金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)」、小分類246「金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)」、247「金属線製品製造業(ねじ類を除く)」、細分類2491「金庫製造業」及び2499「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。独立行政法人造幣局が行う貨幣の生産活動を含む。

(品目例示) 金属プレス製品(アルミニウム製金属プレス製品(機械部分品、台所・食卓用品、飲料用缶)、その他の金属プレス製品(打抜・プレス機械部分品、王冠等))、金属線製品(くぎ、金属製金網、PC鋼より線、ワイヤロープ、溶接棒)、他に分類されない金属製品(洋食器、その他の金物類(錠、かぎ、建築用金物、架線金物等)、金属表面処理品(金属彫刻品、金属熱処理品等)、金庫・同部分品・取付具・附属品、その他の金属製品(貨幣、金属製パッキン・ガスケット、金属板ネームプレート、金属製チューブ、打ちはく、脚立等))

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2899-091 金属プレス製品」、「2899-092 金属線製品」及び「2899-099 他に分類されない金属製品」を統合し、「2899-099 その他の金属製品」とする。

29 はん用機械

列コード	行コード	部門名称
2911-01	2911-011	ボイラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2511「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
2911-02	2911-021	タービン

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2512「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（舶用を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・附属品

(注意点) 航空機用のタービンは、「3592-01、-011 航空機」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2911-03	2911-031	原動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2513「はん用内燃機関製造業」及び2519「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、はん用ガス機関、原子動力炉、水車（水力タービンを除く）、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・附属品

(注意点) ① 本部門は、舶用、航空機用、自動車用、二輪自動車用の内燃機関を含めない。
② 内燃機関の電装品は、「3311-05、-051 内燃機関電装品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類252「ポンプ・圧縮機器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ポンプ・同装置（単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しょく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ等）、空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機（往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機等）、油圧・空圧機器（油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧機器等）、ポンプ・圧縮機の部分品・取付具・附属品

(注意点) ① 消防用ポンプ、舶用ポンプは本部門に含める。

② 真空ポンプは「3019-02、-021 真空装置・真空機器」に、自動車用燃料ポンプは「3531-01、-011 自動車用内燃機関」に、航空機用の原動機用ポンプは「3592-01、-011 航空機」に、計量ポンプは「3113-01、-011 計測機器」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
2913-01	2913-011	運搬機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2532「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2533「物流運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) エレベータ（家庭用を含む）、エスカレータ（動く歩道を含む）、クレーン、巻上機、コンベヤ、運搬機械の部分品・取付具・附属品

(注意点) 自動車用エレベータは、「2919-09、-099 その他のはん用機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2535「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍機、冷凍・冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）、パッケージ形エアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機（民生用を除く）、冷凍機・温湿調整装置の部分

列コード	行コード	部門名称
2919-01	2919-011	ベアリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2594「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 玉軸受、ころ軸受、軸受ユニット、玉軸受・ころ軸受の部分品

列コード	行コード	部門名称
2919-09	2919-099	その他のはん用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2531「動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)」、2534「工業窯炉製造業」、2591「消火器具・消火装置製造業」、2592「弁・同附属品製造業」、2593「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2595「ピストンリング製造業」、2596「他に分類されないはん用機械・装置製造業」及び2599「各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力伝導装置(変速機、歯車(プラスチック製を含む)、ローラチェーン)、他に分類されないはん用機械(工業窯炉、消火器具、消防自動車のぎ装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、重油・ガス燃焼装置、駐車装置、自動車用エレベータ、他に分類されないはん用機械の部分品・取付具・附属品)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2919-091 動力伝導装置」及び「2919-099 他に分類されないはん用機械」を統合し、「2919-099 その他のはん用機械」とする。

列コード	行コード	部門名称
3011-01	3011-011	農業用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類261「農業用機械製造業(農業用器具を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力耕うん機、農業用トラクタ、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、粃すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲麦刈取機、飼料機器、農業用機械の部分品・取付具・附属品

(注意点) 農業用手道具は、列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-033 刃物・道具類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類262「建設機械・鉱山機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 掘削機、建設用クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工事用機械、せん孔機、さく岩機、鉄柱、破碎機、摩砕機、選別機、建設用トラクタ、建設用ショベルトラック、建設・鉱山機械の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3013-01	3013-011	繊維機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類263「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械(家庭用ミシン、工業用ミシン、毛糸手編機械等)、繊維機械の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3014-01	3014-011	生活関連産業用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類264「生活関連産業用機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食品機械・同装置(穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、食品機械・同装置の部分品・取付具・附属品)、木材加工機械(製材機械(帯のこ盤、丸のこ盤等)、木材加工機械(かんな盤、のこ盤、くぎ打機械等)、合板機械(ベニヤレース、プレス、スライサ等)、製材・木材加工・合板機械の部分品・取付具・附属品)、パルプ装置・製紙機械(パルプ製造機械・同装置(割木機、碎木機、リファイナー等)、抄紙機(長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等)、その他の製紙機械(断裁機、巻取機、コーティングマシン等)、パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品)、印刷・製本・紙工機械(印刷機械(とつ版印刷機械、平版印刷機(B3判以上)、特殊印刷機械、おう版印刷機等)、製本機械(断裁機、紙締機、紙折機等)、紙工機械(製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、紙コップ製造機等)、製版機械(活字鑄造機、写真植字機等)、印刷・製本・紙工機械の部分品・取付具・附属品)、包装・荷造機械(個装・内装機械、外装・荷造機械、包装・荷造機械の部分品・取付具・附属品)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「3014-011 食品機械・同装置」、「3014-012 木材加工機械」、「3014-013 パルプ装置・製紙機械」、「3014-014 印刷・製本・紙工機械」及び「3014-015 包装・荷造機械」を統合し、「3014-011 生活関連産業用機械」とする。

列コード	行コード	部門名称
3015-01	3015-011	化学機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2652「化学機

械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ろ過機器、分離機器、熱交換器(分縮機、熱交換器を含む)、混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機、反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機器、蒸留機器、蒸餾機器、晶出機器、乾燥機器、集じん機器、化学装置用タンク(固定式、浮屋根式、球形等)、環境装置(化学的処理を行うもの)、その他の化学機械・同装置(圧搾機器、焙焼機、焼結機、焼成機器等)、化学機械の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3015-02	3015-021	鑄造装置・プラスチック加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2651「鑄造装置製造業」及び2653「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鑄造装置(ダイカストマシン、その他の鑄造装置(造型機、型込機、中子整形機、特殊造型機等)、鑄型、鑄型定盤(製鉄・製鋼用に限る)、鑄造装置の部分品・取付具・附属品)、プラスチック加工機械(射出成形機、押出成形機、その他のプラスチック加工機械(圧縮成形機、中空成形機、真空成形機等)、プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・附属品)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「3015-021 鑄造装置」及び「3015-022 プラスチック加工機械」を統合し、「3015-021 鑄造装置・プラスチック加工機械」とする。

列コード	行コード	部門名称
3016-01	3016-011	金属工作機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2661「金属工作機械製造業」及び2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、研削盤、歯切り盤、歯車仕上機械、専用機、マシニングセンタ、その他の金属工作機械(平削盤、形削盤、ブローチ盤、ホーニング盤、ラップ盤、金切のこ盤等)、金属工作機械の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3016-02	3016-021	金属加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2662「金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)」及び2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属加工機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 圧延機械・同附属装置、精整仕上装置、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、その他の金属加工機械(製管機械、気圧プレス等)、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3016-03	3016-031	機械工具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2664「機械工具製造業(粉末や金業を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 特殊鋼切削工具、超硬工具(粉末や金製品を除く)、ダイヤモンド工具、空気動工具、電動工具、治具、金属加工用附属品

(注意点) 超硬工具(粉末や金製品)は、列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-032 粉末や金製品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3017-01	3017-011	半導体製造装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類267「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製

造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウェーブプロセス(電子回路形成)用処理装置、組立用装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3019-01	3019-011	金型

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2691「金属用金型・同部分品・附属品製造業」及び2692「非金属用金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) プレス用金型、鍛造用金型、鋳造用金型(ダイカスト用を含む)、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・附属品

列コード	行コード	部門名称
3019-02	3019-021	真空装置・真空機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2693「真空装置・真空機器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 真空装置・真空機器(半導体製造装置を除く)(真空ポンプ、真空や金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、真空成膜装置、スパッタリング装置、ドライエッチング装置、CVD装置、イオン注入装置等)、真空装置・真空機器の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3019-03	3019-031	ロボット

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2694「ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 数値制御ロボット、マニュアル・マニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、サービス用ロボット、ロボットの部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3019-09	3019-099	その他の生産用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2699「他に分類されない生産用機械・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ゴム工業用機械器具、ガラス工業用特殊機械、その他の生産用機械（たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械等）、その他の生産用機械の部分品・取付具・附属品

31 業務用機械

列コード	行コード	部門名称
3111-01	3111-011	複写機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2711「複写機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) デジタル式複写機、フルカラー複写機、静電間接式複写機、複写機の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3111-09	3111-099	その他の事務用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2719「その他の事務用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金銭登録機（レジスタ）、電子会計機（プログラム内蔵方式でないもの）、ワードプロセッサ、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、オフセット印刷機（B3判未満）、硬貨計算機、事務用シュレツダ、製図機械、その他の事務用機械の部分品・取付具・附属品

(注意点) 電子計算機は「3421-01、-011 パーソナルコンピュータ」又は「3421-02、-021 電子計算機本体（パソコンを除く。）」に、計算尺、そろばん、謄写版及び図案・製図用具などの事務用具は「3919-04、-041 筆記具・文具」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
3112-01	3112-011	サービス用・娯楽用機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類272「サービス用・娯楽用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動販売機（飲料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きっぷ自動販売機、自動販売機の部分品・取付具・附属品）、娯楽用機器（パチンコ・スロットマシン（パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、スロット

マシン台等)、ゲームセンター用娯楽機器(アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、業務用テレビゲーム機等)、遊園地用娯楽機器(ジェットコースター、メリーゴーランド、コーヒーカップ等)、娯楽用機器の部分品・取付具・附属品)、その他のサービス用機器(業務用洗濯装置、自動車整備・サービス機器、その他のサービス用機械器具(業務用食器洗浄機、自動給茶機、自動改札機、自動入場機、両替機、コインロッカー、自動ドア等)、その他のサービス用機器の部分品・取付具・附属品)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「3112-011 自動販売機」、「3112-012 娯楽用機器」及び「3112-019 その他のサービス用機器」を統合し、「3112-011 サービス用・娯楽用機器」とする。

(注 意 点) ① 家庭用エレベータは、「2913-01、-011 運搬機械」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表の列部門「3112-01 サービス用機器」を「サービス用・娯楽用機器」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3113-01	3113-011	計測機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類273「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 体積計(積算体積計(オイルメータ、ガスメータ、水量メータ等)、その他の体積計(ます、化学用体積計、メスフラスコ等))、はかり(台はかり、ばね式はかり、電子はかり等)、圧力計・流量計・液面計等(圧力計、金属温度計、流量計、液面計)、精密測定器(工業用長さ計等)、分析機器(光分析装置、その他の分析装置)、試験機(材料試験機、その他の試験機)、測量機械器具(ジャイロ計器、磁気コンパス、測角測量機、水準測量機等)、理化学機械器具(研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理・化学博物実験機器、数学機器等)、天文機器、地球物理学

機器(重量計、磁力計等)等)、その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具(一般長さ計、光度計、光束計、照度計、屈折度計、公害計測器、密度計、比重計、騒音計、周波数計、速さ計、地震計、温度計(ガラス製のもの)等)、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3114-01	3114-011	医療用機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類274「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医療用機械器具・同装置、病院用器具・同装置、歯科用機械器具・同装置、医療用品、動物用医療機械器具、歯科材料、医療用機械器具の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 医療用のX線装置、電子応用装置及びレーザ応用装置は、「3331-01、-011 電子応用装置」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類275「光学機械器具・レンズ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 顕微鏡・望遠鏡等(望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡)、写真機・映画用機械(カメラ(デジタルカメラを除く)(フォーカルプレキシヤッタ式カメラ、レンズシヤッタ式カメラ、ハーフサイズカメラ、二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ等)、写真装置・同関連器具(引伸機、現像・焼付・仕上器具、写真乾燥機、リーダー、ビューア等)、映画用機械器具(映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、映写スクリーン等))、光学機械用レンズ・プリズム(カメラ用レンズ、カメラ用交換レンズ、光学レンズ、プリズム)、顕微鏡・望遠鏡等の部分品・取付具・附属

品、写真機・映画用機械の部分品・取付具・附属品（フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シャッタ、ボデー、じゃ腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ等）

列コード	行コード	部門名称
3116-01	3116-011	武器

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類276「武器製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 銃、砲、爆発物投射機、銃弾、砲弾、爆発物、その他の武器（火えん発射機、戦闘車両、射撃指揮装置等）、武器の部分品・附属品

32 電子部品

列コード	行コード	部門名称
3211-01	3211-011	半導体素子

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2812「光電変換素子製造業」及び2813「半導体素子製造業（光電変換素子を除く）」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 光電変換素子（発光ダイオード、レーザダイオード、カプラ・インタラプタ、太陽電池セル等）、その他の半導体素子（ダイオード、整流素子、トランジスタ（シリコントランジスタ、電界効果型トランジスタ、絶縁ゲートバイポーラトランジスタ等）、サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、受光素子等）

（注 意 点）① 半導体素子の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「3211-02、-021」を「3211-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-02	3211-021	集積回路

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2814「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、実装していない集積回路は中間製品扱いとする。

（品目例示） 線形回路、バイポーラ型集積回路、モスタ型集積回路、混成集積回路、実装していない集積回路（輸出分）

（注 意 点）① 集積回路の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「3211-03、-031」を「3211-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-03	3211-031	液晶パネル

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2815「液晶パ

ネル・フラットパネル製造業」のうち液晶パネル及び液晶素子の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 液晶パネル(アクティブ型(TFT型)、パッシブ型)、液晶モジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)、液晶素子

(注意点) 平成27年表において、平成23年表のコード「3211-04、-041」を「3211-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-04	3211-041	フラットパネル・電子管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2811「電子管製造業」及び2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうち液晶パネル及び液晶素子を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電子管(マイクロ波管、陰極線管(ブラウン管)、表示管、X線管等)、プラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)、その他のフラットパネル(有機ELパネル、SEDパネル、FEDパネル等)

(注意点) ① 電子管の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 平成27年表において、平成23年表で「3299-09、-099 その他の電子部品」に含まれていたその他のフラットパネルを本部門に統合し、平成23年表の「3211-01、-011 電子管」を「3211-04、-041 フラットパネル・電子管」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-01	3299-011	記録メディア

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類283「記録メディア製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 半導体メモリメディア(SDメモ리카ード、メモリスティック、コンパクトフラッシュ等)、光ディスク(生のもの)(光磁気ディスク(MO等)、CD-R/RW、DVD

-R/RW、BD-R/RW等)、磁気ディスク(生のもの)(リジッドディスク等)、磁気テープ(生のもの)(録音用・録画用・電子計算機用)

(注意点) 平成27年表において、平成23年表で「3299-09、-099 その他の電子部品」に含まれていた半導体メモリメディアを本部門に統合し、平成23年表の「3299-01、-011 磁気テープ・磁気ディスク」を「記録メディア」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-02	3299-021	電子回路

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類284「電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) リジッドプリント配線板、フレキシブルプリント配線板、モジュール基板、プリント配線実装基板、モジュール実装基板

列コード	行コード	部門名称
3299-09	3299-099	その他の電子部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類282「電子部品製造業」、285「ユニット部品製造業」及び289「その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 抵抗器、コンデンサ、変成器(トランス)、複合部品、音響部品、磁気ヘッド、小形モータ(3W未満のもの)、コネクタ、スイッチ、リレー、ユニット部品(スイッチング電源、TV用チューナ、コントロールユニット等)、その他の電子部品等(磁性材部品(粉末や金によるもの)、シリコンウエハ(表面研磨したもの)、タッチパネルセンサ、LEDランプ等)

(注意点) ① 超小形電動機(3W未満)は、本部門に含める。
② LED(発光ダイオード)ランプは、本部門に含める。
③ 半導体素子、集積回路、電子管の部品は、本部門に含める。
④ 有線電気通信機器、無線電気通信機器

(携帯電話機を除く。)、ラジオ・テレビ受信機、その他の電気通信機器(交通信号保安装置を除く。)の部分品・附属品は、本部門に含める。

- ⑤ 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていたその他のフラットパネルを「3211-04、-041 フラットパネル・電子管」に、半導体メモリメディアを「3299-01、-011 記録メディア」にそれぞれ統合。

33 電気機械

列コード	行コード	部門名称
3311-01		回転電気機械
	3311-011	発電機器
	3311-012	電動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2911「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 発電機器:タービン発電機(交流)、エンジン発電機(交流)、その他の発電機(直流発電機、水車発電機、電動発電機等)、その他の回転電気機械、発電機器の部分品・取付具・附属品

電動機:直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、その他の交流電動機(同期電動機、整流子電動機等)、直流・交流小形電動機、その他の小形電動機(シンクロ電機、ステッピングモータ等)、電動機の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) ① 自動車、航空機などの内燃機関用の発電機、電動機は、「3311-05、-051 内燃機関電装品」に含める。

② 超小形電動機(3W未満)は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3311-02	3311-021	変圧器・変成器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2912「変圧器類製造業(電子機器用を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、リアクトル、誘導電圧調整器、変圧器類の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2913「電力開

閉装置製造業」及び2914「配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電力開閉装置(継電器、遮断機、開閉器、プログラマブルコントローラ)、配電盤・電力制御装置(配電盤、監視制御装置、分電盤等)、電力開閉装置・配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3311-04	3311-041	配線器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2915「配線器具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小形開閉器、点滅器、接続器、その他の配線器具・配線附属品(電球保持器、パネルボード、小形配線箱、ヒューズ、端子等)

列コード	行コード	部門名称
3311-05	3311-051	内燃機関電装品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2922「内燃機関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 充電発電機、始動電動機、磁石発電機、点火用コイル、ディストリビュータ、点火せん、内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品

(注意点) 自動車用・航空機用などの内燃機関電装品も本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2921「電気溶接機製造業」及び2929「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電気溶接機(アーク溶接機、抵抗溶接機)、コンデンサ、電気炉、産業用電熱装置、電力変換装置、シリコン・セレン整流器、その他の産業用電気機器の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2932「空調・住宅関連機器製造業」のうち民生用エアコンディショナの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 民生用エアコンディショナ(ウインド形、セパレート形等)、民生用エアコンディショナの部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類293「民生用電気機械器具製造業」のうち民生用エアコンディショナを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ちゅう房機器(電気がま、電子レンジ(オープンレンジ、スチームレンジを含む)、電気冷蔵庫、電磁調理器(IH調理器、IHクッキングヒーター等)、その他のちゅう房機器(電気ポット、食器洗い機、食器乾燥機等)、空調・住宅関連機器(扇風機、換気扇、電気温水器、加湿器、除湿器、空気清浄機等)、衣料衛生関連機器(電気アイロン、電気洗濯機、電気掃除機、衣料乾燥機等)、その他の民生用電気機器(電気こたつ、理容用電気器具(電気かみそり、ヘアドライヤ等)、電気温水洗浄便座、電気ストーブ、電気カーペット、家庭用高周波等治療器等)、民生用電気機械器具(民生用エアコンディショナを除く)の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3331-01	3331-011	電子応用装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類296「電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) X線装置(医療用、産業用)、医療用電子応用装置、その他の電子応用装置(超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、数値制御装置、ガイガー計数器、レー

ザ装置、磁気応用探知装置等)、電子応用装置の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3332-01	3332-011	電気計測器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類297「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電気計器(積算電力計、電流計、電圧計等)、電気測定器(電圧標準計、電流標準計、回路計等)、半導体・I C測定器、工業計器、医療用計測器、電気計測器の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3399-01	3399-011	電球類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2941「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般照明用電球、豆電球、クリスマスツリー用電球、自動車用電球、赤外線電球、写真用せん光電球、パイロットランプ、ハロゲン電球、蛍光ランプ、水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯、H I Dランプ

(注意点) ① L E D (発光ダイオード) ランプは、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 電球類の部品は、「3399-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3399-02	3399-021	電気照明器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2942「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 白熱電灯器具、蛍光灯器具、水銀灯器具、発電ランプ、携帯電灯、懐中電灯、殺菌灯器具、ナトリウム灯器具、自動車用ウィンカ、電気照明器具の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3399-03	3399-031	電池

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類295「電池製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 蓄電池(鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、リチウムイオン蓄電池)、一次電池(マンガン乾電池、アルカリマンガン乾電池、酸化銀電池、リチウムイオン電池等)、電池の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類299「その他の電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 導入線、太陽電池モジュール、他に分類されない電気機械器具(電球口金、電球・電子用タングステン、モリブデン製品、永久磁石、電気接点、リードフレーム等)

(注意点) 電球類の部品は、本部門に含める。

34 情報通信機器

列コード	行コード	部門名称
3411-01	3411-011	有線電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3011「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電話(有線)装置(電話機、交換機、インターホン、電話応用装置等)、電信・画像(有線)装置(ファクシミリ、テレビ会議電話装置等)、搬送装置(デジタル伝送装置、変復調装置(モデム)等)

(注 意 点) ① 有線電気通信機器の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 携帯電話機及び簡易型携帯電話機(PHS)は、「3411-02、-021 携帯電話機」に含める。ただし、電話機・ファクシミリの子機が外部ではPHSとして利用できるものは本部門に含める。また本来PHSであって、家庭内では電話機の子機として利用できるものは、「3411-02、-021 携帯電話機」に含める。

③ 平成27年表において、平成23年表のコード「3412-01、-011」を「3411-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-02	3411-021	携帯電話機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3012「携帯電話機・PHS電話機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話機、簡易型携帯電話機(PHS)

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「3412-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-03	3411-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3013「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ・テレビジョン放送装置、固定局通信装置、その他の移動局通信装置、携帯用通信装置(携帯電話機及び簡易型携帯電話機(PHS)を除く)、無線応用装置(GPS装置、カーナビゲーションシステム、ETC等)、その他の無線通信装置(パーソナル無線装置等)

(注 意 点) ① 無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「3412-03、-031」を「3411-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-04	3411-041	ラジオ・テレビ受信機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3014「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ受信機、テレビジョン受信機(録画・再生機能一体型を含む)(液晶パネル式、プラズマディスプレイパネル式、ブラウン管式、プロジェクション式(受信機一体型)等)

(注 意 点) ① ラジオ・テレビ受信機の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「3411-03、-031」を「3411-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-09	3411-099	その他の電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3015「交通信

号保安装置製造業」及び3019「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 交通信号保安装置・同部分品・取付具・附属品(電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ器等)、火災報知設備、防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、ガス警報機

(注 意 点) ① その他の電気通信機器(交通信号保安装置を除く。)の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 平成27年表において、平成23年表のコード「3412-09、-099」を「3411-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3412-01	3412-011	ビデオ機器・デジタルカメラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3021「ビデオ機器製造業」及び3022「デジタルカメラ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 録画・再生装置(DVDレコーダ等)、ビデオカメラ(放送用を除く)、デジタルカメラ、ビデオ機器・デジタルカメラの部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「3411-01、-011」を「3412-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3412-02	3412-021	電気音響機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3023「電気音響機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ステレオセット、カーステレオ、デジタルオーディオディスプレイ、ハイファイ用アンプ、ハイファイ用・自動車用スピーカシステム、補聴器、その他の電気音響機械器具(テープレコーダ、ICレコーダ等)、スピーカシステム・マイクロホン・イヤホン・音響用ピックアップ類等(完成品)、電気音響機器の部分品・取付具・附属品

品

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「3411-02、-021」を「3412-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3032「パーソナルコンピュータ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) パーソナルコンピュータ(デスクトップ型、ノートブック型、タブレット型等)、パーソナルコンピュータの部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3031「電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) はん用コンピュータ、ミッドレンジコンピュータ(オフィスコンピュータ、ワークステーション等)、電子計算機(パソコンを除く)の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3033「外部記憶装置製造業」、3034「印刷装置製造業」、3035「表示装置製造業」及び3039「その他の附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 外部記憶装置(磁気ディスク装置、光ディスク装置、ディスクアレイ装置等)、印刷装置(シリアルプリンタ、ラインプリンタ、作図装置(プロッター)等)、表示装置(ディスプレイ(電子計算機用)等)、その他の附属装置(金融用端末装置、その他の端末装置、その他の入出力装置等)、電子計算機附属装置の部分品・取付具・附属品

35 輸送機械

列コード	行コード	部門名称
3511-01	3511-011	乗用車（ハイブリッド車）

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち乗用車（ハイブリッド車）の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 軽乗用車、小型乗用車、普通乗用車（いずれもハイブリッド車）

（平成27年表からの変更点）

平成27年表の「3511-01、-011 乗用車」に含まれていたハイブリッド車を分割し、本部門を新設。

（注 意 点） シャシーのみのもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3511-02	3511-021	乗用車（ハイブリッド車を除く。）

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち乗用車（ハイブリッド車を除く）の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 軽乗用車、小型乗用車、普通乗用車（いずれもハイブリッド車を除く）

（平成27年表からの変更点）

① 平成27年表において本部門に含まれていたハイブリッド車を分割し、「3511-01、-011 乗用車（ハイブリッド車）」を新設。

② 平成27年表の「3511-01、-011 乗用車」を「3511-02、-021 乗用車（ハイブリッド車を除く。）」にコード及び名称変更

（注 意 点） シャシーのみのもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち乗用車、二輪自動車を除く生産活動及び3112「自動車車体・附随車製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 小型バス、大型バス、軽トラック、小型トラック（ガソリン車、ディーゼル車）、普通トラック（ガソリン車、ディーゼル車）、けん引車、特別用途車、トレーラ、小型トラックボデー、普通トラックボデー、特別用途車ボデー

（注 意 点） シャシーのみのもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3522-01	3522-011	二輪自動車

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち二輪自動車の生産活動を範囲とする。

（注 意 点） 原動機付自転車、モータスクータ、側車付のもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3531-01	3531-011	自動車用内燃機関

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 自動車用ガソリン機関、自動車用ディーゼル機関、二輪自動車・モータスクータ用内燃機関、自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品（ラジエータ、オイルストレー

ナ、オイルフィルタ、ピストン、吸気弁、排気弁、キャブレタ、空気清浄器、燃料噴射装置等)

列コード	行コード	部門名称
3531-02	3531-021	自動車部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 駆動・伝導・操縦装置部品、懸架・制動装置部品、シャシー部品、車体部品、カーエアコン、カーヒータ、座席、KDセット(乗用車、バス、トラック、二輪自動車)

(注意点) KDセットは、未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部品(F O B 価格)の60%未満のものは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-01	3541-011	鋼船

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」のうち鋼船の製造に係る活動及び3132「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 貨物船、貨客船、客船、自動車航送船、油送船、漁船等の鋼船

(注意点) ① 船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので、原則として国内生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。

② 鋼船の改造は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-02	3541-021	その他の船舶

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」のうち木船の製造に係る活動及び3133「舟艇製造・修理業」のうち舟艇製造に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 木造船舶、木製舟艇、プラスチック製舟

艇、金属製(鋼船を除く。)舟艇(20総トン数未満)

(注意点) ① 強化プラスチック、アルミ等を主材料とした舟艇(20総トン数未満)は本部門に含める。

② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-03	3541-031	船用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3134「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 船用ディーゼル機関、船用焼玉機関、船用蒸気機関、船用電気点火機関、船用ガスタービン、船用蒸気タービン、船用機関の部品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3541-10	3541-101	船舶修理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」及び3133「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動を範囲とする。

(注意点) ① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本部門に含める。

② 改造は本部門に含めず、「3541-01、-011 鋼船」又は「3541-02、-021 その他の船舶」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3591-01	3591-011	鉄道車両

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類312「鉄道車両・同部品製造業」のうち、製造及び改造に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車、特殊車、同部品

(注意点) ① 鉄道業の行う製造及び改造は本部門に含める。

② 信号保安装置は本部門に含めず、「3411-09、-099 その他の電気通信機器」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3591-10	3591-101	鉄道車両修理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3121「鉄道車両製造業」のうち、鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。

- (注意点) ① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、「3591-01、-011 鉄道車両」に含める。
② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3592-01	3592-011	航空機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類314「航空機・同附属品製造業」のうち修理業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 航空機(飛行機(ターボジェット機、ターボプロップ機等)、ヘリコプタ、その他の航空機(グライダー、飛行船等))、航空機用発動機(ターボジェット発動機、ターボシャフト発動機等)、その他の航空機部分品・補助装置(プロペラ、回転翼、主翼、胴体、降着装置、操縦訓練用設備等)

列コード	行コード	部門名称
3592-10	3592-101	航空機修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類314「航空機・同附属品製造業」のうち修理の活動及び小分類901「機械修理業(電気機械器具を除く)」のうち空港等で行われる航空機整備の活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
3599-01	3599-011	自転車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3191「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 完成自転車(軽快車、子供車、幼児車、ミニサイクル、マウンテンバイク、電動アシスト車、特殊車)、車いす(手動式)、自

転車用フレーム、自転車の部分品・取付具・附属品

(注意点) 車いす(電動式)は、「3599-09、-099 その他の輸送機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3599-09	3599-099	その他の輸送機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類315「産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」及び細分類3199「他に分類されない輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 産業用運搬車両(フォークリフトトラック、構内運搬車(蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車等)、産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリヤ、産業用トレーラ、パレットトラック、ショベルトラック(建設用を除く)、産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品)、他に分類されない輸送機械(飛しょう体(ロケット、人工衛星、宇宙船等)、飛しょう体の部分品・附属品、他に分類されない輸送用機械器具(荷車、手押車、ショッピングカー、ゴルフカー、ゴルフカート、車いす(電動式)等)、他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・附属品)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「3599-091 産業用運搬車両」及び「3599-099 他に分類されない輸送機械」を統合し、「3599-099 その他の輸送機械」とする。

(注意点) 車いす(手動式)は、「3599-01、-011 自転車」に含める。

39 その他の製造工業製品

列コード	行コード	部門名称
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類151「印刷業」、152「製版業」、153「製本業、印刷物加工業」及び159「印刷関連サービス業」の活動を範囲とする。独立行政法人国立印刷局が行う印刷・製版・製本の活動を含む。

なお、国内生産額には独立行政法人国立印刷局の広告料収入を含める。

(品目例示) 印刷(オフセット印刷(平版印刷、デジタル印刷等)、とっ版印刷(活版印刷等)、おう版印刷(スクリーン印刷、グラビア印刷等)、官報印刷、紙幣印刷、紙以外のものに対する印刷(特殊印刷))、製版(写真製版、フォトマスク、活字、鉛版、銅おう版、木版彫刻製版)、製本、印刷物加工、その他の印刷関連、独立行政法人国立印刷局広告料収入

(注意点) 一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、国内生産額には含めない。

列コード	行コード	部門名称
2311-01	2311-011	革製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類203「革製履物用材料・同附属品製造業」及び204「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 革製履物(紳士用革靴(23cm以上)、婦人用・子供用革靴、運動用革靴(登山靴、スケート靴、スパイク靴、ゴルフ靴等)、作業用革靴(保安靴、耐電靴、耐酸靴等)、その他の革製靴(一部革製の靴等)、その他の革製履物(草履、スリッパ、サンダル等))、革製履物用材料・同附属品(甲、靴底、かかと等)

列コード	行コード	部門名称
2312-01	2312-011	なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類201「なめし革製造業」、202「工業用革製品製造業(手袋を除く)」、205「革製手袋製造業」、206「かばん製造業」、207「袋物製造業」、208「毛皮製造業」及び209「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 製革・毛皮(なめし革(成牛甲革、中小牛甲革、牛底革、牛ぬめ革、その他の牛革、馬革、豚革、山羊・めん羊革、その他のなめし革(わに革、とかげ革、へび革等))、毛皮(調整済で完成品ではないもの))、かばん・袋物・その他の革製品(工業用革製品(工業用革ベルト、革製パッキン、ガスカート等)、革製手袋(合成皮革製を含む)(衣服用、作業用、スポーツ用)、かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん、なめし革製書類入かばん・学生かばん・ランドセル、プラスチック製かばん、合成皮革製ケース等)、袋物(札入れ、財布、ショッピングバッグ等)、ハンドバッグ(材料のいかんを問わない)、その他のなめし革製品(服装用革ベルト、馬具、むち、腕時計用革バンド等))

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2312-011 製革・毛皮」及び「2312-012 かばん・袋物・その他の革製品」を統合し、「2312-011 なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)」とする。

(注意点) ① 毛皮製衣服、なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品(コート、えり巻、毛皮装飾品等)は「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に、革製の運動用具(グローブ等)は「3911-02、-021 運動用品」にそれぞれ含める。

② 平成27年表において、平成23年表の列部門「2312-01 製革・毛皮」及び「2312-02 かばん・袋物・その他の革製品」を統合し、「2312-01 なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)」とした。また平成

23年表のコード「2312-021」を「2312-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3911-01	3911-011	がん具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3251「娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)」及び3252「人形製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 娯楽用具・がん具(トランプ、花札、囲碁、将棋、マージャンパイ、ゲーム盤、電子応用がん具(家庭用テレビゲーム機、携帯用電子ゲーム機等)、金属製がん具、プラスチック製がん具(モデルキット、空気入りビニルがん具、児童乗物(歩行補助機、乳母車、三輪車等)等)、縫いぐるみ動物、木製がん具等)、人形(日本人形、西洋人形、縫いぐるみ人形、節句人形、ひな人形等)、がん具の部分品・附属品

(注意点) ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット等)は、「3919-06、-061 情報記録物」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3911-02	3911-021	運動用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3253「運動用具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野球用具、ソフトボール用具、バスケットボール用具、バレーボール用具、ラグビー用具、サッカー用具、テニス用具、卓球用具、バドミントン用具、ゴルフ用具、ホッケー用具、スキー用具、水上スキー用具、スケート用具、トラック・フィールド用具、体操用具、釣道具・同附属品、ぶらんこ、すべり台、空気銃、猟銃、剣道用具、ハンググライダー、運動用品の部分品・附属品

(注意点) 帽子、ユニフォーム、靴、ベルト、ヘルメット等は、本部門ではなく、それぞれの部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-01	3919-011	身辺細貨品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類321「貴金属・宝石製品製造業」及び322「装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)」の生産活動を範囲とする。独立行政法人造幣局が行う勲章の生産活動を含む。

(品目例示) 装身具・装飾品(貴金属(金、銀、プラチナ等)・宝石(天然宝石、真珠等)製、すず・アンチモン製等)(首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスボタン等)、その他の身辺細貨品・貴金属製品(コンパクト、バッチ、バックル、メダル、くし、手鏡、宝石箱、小物箱、宗教用具、賞杯、勲章、貴金属製たばこケース、貴金属製ナイフ・フォーク・スプーン・皿等の洋食器類等)、造花、装飾用羽毛、ボタン、針・ピン・ホック・スナップ・同関連品(縫針、ミシン針、スライドファスナー、スナップ、ホック、クリップ、画びょう、マジックテープ、安全ピン等)、かつら、かもし、身辺細貨品の部分品・附属品

(注意点) うちわ、扇子、ちょうちん、洋傘、和傘及び喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)は、「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-02	3919-021	時計

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類323「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウォッチ(ムーブメントを含む)(機械時計、電池時計)、クロック(ムーブメントを含む)(機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計器板時計等)、その他の時計(ストップウォッチ、タイマー時計、メトロノーム等)、時計の部分品(文字板、ぜんまい、歯車、ねじ等)、時計側

列コード	行コード	部門名称
3919-03	3919-031	楽器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類324「楽器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ピアノ、ギター、電気ギター、電子楽器(エレクトーン、キーボードシンセサイザ、電子キーボード、電子ピアノ等)、ハーモニカ、アコーディオン、管楽器、弦楽器、打楽器、三味線、琴、尺八、オルゴール、楽器の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3919-04	3919-041	筆記具・文具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類326「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 万年筆・ペン類・鉛筆(万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、シャープペンシルの芯等)、毛筆・絵画用品(水彩絵具、クレヨン、パステル、毛筆、画筆、油絵具、スケッチボックス、カンバス、画板、画布、ポスターカラー等)、その他の事務用品(印章、印肉、スタンプ、スタンプ台、定規、コンパス、製図板、事務用・工業用のり、そろばん、ステープラ、筆箱、穴あけ器、鉛筆削器等)、筆記具・文具の部分品・附属品

列コード	行コード	部門名称
3919-05	3919-051	畳・わら加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3281「麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」及び3282「畳製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わら、なわ、麦わら帽子、さなだ帽子

列コード	行コード	部門名称
3919-06	3919-061	情報記録物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3296「情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 音響用情報記録物(オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード等)、映像用情報記録物(ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード等)、ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット等)、コンピュータソフト記録物(CD、DVD等)、プリペイドカード

(注意点) ビデオソフト、プリペイドカード、テレビゲーム記録物(CD、DVD、カセット等)は本部門に含まれ、未記録の媒体(半導体メモリメディア、光ディスク、磁気テープ等)は「3299-01、-011 記録メディア」に含める。

なお、ゲームソフト、映像ソフト及び音楽ソフトについては、それぞれ列部門「5931-01 情報サービス」及び行部門「5931-011 ソフトウェア業」、並びに「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)」の生産活動とする。本部門は、情報の価値は含めずメディアの生産活動のみを計上する。

列コード	行コード	部門名称
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類327「漆器製造業」、細分類3283「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」、3284「ほうき・ブラシ製造業」、3285「喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)」、3289「その他の生活雑貨製品製造業」、3291「煙火製造業」、3292「看板・標識機製造業」、3293「パレット製造業」、3294「モデル・模型製造業」、3295「工業用模型製造業」、3297「眼鏡製造業(枠を含む)」及び3299「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 漆器(家具、台所・食卓用品等)、うちわ、扇子、ちょうちん、ほうき・ブラシ(歯ブ

ラシ、化粧用ブラシ、たわし、ほうき、はたき、モップ等)、喫煙用具(たばこ用ライター、たばこ用フィルター等)、その他の生活雑貨製品(傘、マッチ、魔法瓶等)、煙火(がん具用を含む)、看板・標識機(看板、標識機、展示装置等)、パレット(荷役・運搬用)、モデル・模型(マネキン人形、人台、地球儀、食品模型等)、工業用模型(木型を含む)、眼鏡(枠を含む)(眼鏡、眼鏡枠、眼鏡レンズ(コンタクトレンズを含む)、眼鏡の部分品等)、他に分類されないその他の製品(繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命器具、ユニット住宅、ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品、オガライト、靴中敷物(革製を除く)、つえ等)

- (注 意 点) プリペイドカードは「3919-06、-061 情報記録物」に、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーは「3919-01、-011 身辺細貨品」に、麦わら帽子・さなだ帽子は「3919-05、-051 畳・わら加工品」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理

(担当府省庁) 経済産業省

- (定義・範囲) 社会経済活動のなかで、不用となった屑等を再利用するための回収及び加工処理活動を範囲とする。日本標準産業分類の小分類536「再生資源卸売業」の活動は回収活動であるため、本部門に含める。また屑の他、副産物についても本部門を仲介部門とする。このうち、鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん及び古紙は加工処理活動についても取扱うものとする。

- (品目例示) 鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん、ガラス屑、古紙、落綿、毛屑、石膏、水滓、高炉ガス灰、フライアッシュ、鋳さい(鋳滓)、硫黄、副蚕蛹、果汁搾りかす、屑肉、野菜屑、醤油搾りかす、コーヒーかす、木屑、アンモニア硫安、硫安、塩安、珪酸石灰、LPG、高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガス等

- (注 意 点) 平成12年表においては、発生した屑・副産物は本部門に投入し本部門の国内生産

額に含めていたが、平成17年表以降は本部門を迂回せず直接投入部門に産出され、本部門には経費のみ計上される。

なお、屑・副産物の扱いで「一括方式」及び「トランスファー方式」を適用しているものについては、本部門の対象外である。

41 建設

列コード	行コード	部門名称
4111-01	4111-011	住宅建築（木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 主要構造部（「建築基準法」第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。）が木造の建築物（「建築基準法」第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。）のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 専用住宅（木造）、併用住宅のうち居住の用に供せられる部分（木造）

（注 意 点）① 住宅建築（木造）における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理者に委託する場合は、一括「6699-02、-021 土木建築サービス」からの投入とする。

この扱いは、統合大分類「41 建設」中の「4111-01、-011 住宅建築（木造）」以外の各部門についても同様とする。

② 新築：既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。

増築：既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。

改築：建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる工事をいう。

③ 建築物（住宅及び非住宅）に関する経常的補修工事は、「4121-01、-011 建設補修」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4111-02	4111-021	住宅建築（非木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増

築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 専用住宅（非木造）、併用住宅のうち居住の用に供せられる部分（非木造）

（注 意 点） 非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）：主要構造部（「建築基準法」第2条第5号の定義による。以下同じ。）が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。

鉄筋コンクリート造（RC造）：主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造のもの。

鉄骨造（S造）：主要構造部が鋼材又は鋳鉄で造られたもの（鉄骨を耐火被覆してあるもの、軽量鉄骨造も含む。）。

コンクリートブロック造（CB造）：鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの（外壁ブロック造も含む。）。

その他：無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

列コード	行コード	部門名称
4112-01	4112-011	非住宅建築（木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 木造の建築物のうち、「4111-01、-011 住宅建築（木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 工場・倉庫、事務所

列コード	行コード	部門名称
4112-02	4112-021	非住宅建築（非木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 非木造の建築物のうち、「4111-02、-021 住宅建築（非木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 工場・倉庫、事務所、学校、病院・店舗

（注 意 点） 「非木造」の建築物の構造分類は、「4111-02、-021 住宅建築（非木造）」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
4121-01	4121-011	建設補修

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) ① 建築物(住宅及び非住宅)及び土木建設物(鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設)に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。

② ただし、1) 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、2) 公共事業に関する維持・補修工事、災害復旧工事、及び3) 鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

(注 意 点) 建築物(住宅及び非住宅)に係る工事のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は国内総固定資本形成に産出し、経常的な維持・修理工事は中間消費とする。

列コード	行コード	部門名称
4131-01	4131-011	道路関係公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 国及び地方公共団体の行う道路、街路事業
- ② 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方公共団体等の行う有料道路事業など

(品目例示) 道路、街路、有料道路、区画整理

(注 意 点) ① 道路、街路等の小規模な維持・補修工事については「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から、従来通り公共工事の扱いとする。

② なお、「4131-01、-011 道路関係公共事業」、「4131-02、-021 河川・下水道・その他の公共事業」及び「4131-03、-031 農

林関係公共事業」については、アクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースに近い。例えば、道路建設というアクティビティは、全て本部門に含めるのではなく、国、地方公共団体等、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社の行う事業に限られ、それ以外は「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 河川：国及び地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業並びに独立行政法人水資源機構の行う事業
- ② 都市計画：国及び地方公共団体の行う下水道、公園、廃棄物処理施設等
- ③ 港湾・漁港：国及び地方公共団体の行う港湾及び漁港事業
- ④ 空港：国及び地方公共団体、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社及び中部国際空港株式会社の行う空港事業
- ⑤ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から④まで並びに「4131-01、-011 道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧及び都市災害復旧事業
- ⑥ 沿岸漁場整備等：国及び地方公共団体の行う沿岸漁場整備事業等

(品目例示) 河川改修、河川総合開発、砂防、海岸、下水道、廃棄物処理施設、公園、港湾、漁港、空港、災害復旧

(注 意 点) 小規模な維持・補修工事については「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から従来通り公共工事の扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
4131-03	4131-031	農林関係公共事業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 農業土木：国、地方公共団体及び土地改良区その他の団体の行う農業基盤整備事業
- ② 林道：国及び地方公共団体の行う林道事業
- ③ 治山：国及び地方公共団体の行う治山事業
- ④ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

(品目例示) 土地改良、林道、治山、災害復旧

列コード	行コード	部門名称
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、公営鉄道、JR、東京地下鉄株式会社及び私鉄の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。

なお、本部門には、線路、電力・信号設備等の取替補修工事も含める。

(品目例示) 鉄道軌道に関する構築物

(注 意 点) 「4191-01、-011 鉄道軌道建設」、「4191-02、-021 電力施設建設」、「4191-03、-031 電気通信施設建設」及び「4191-09、-099 その他の土木建設」についても「公共事業」部門と同様、厳密に言えばアクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースの考え方に近い。すなわち、「建築」部門においては生産物（建築物）の観点から定義がなされているのに対して、「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。

定義された投資主体以外の事業所が行った土木工事は、「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4191-02	4191-021	電力施設建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 地方公営企業、電力株式会社及び電源開発株式会社の行う電気事業並びにその他電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可（1000kw以上）を受けているもののみを本部門に含む。

(品目例示) 発・送・配電施設に関する構築物

列コード	行コード	部門名称
4191-03	4191-031	電気通信施設建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 電気通信事業者、放送事業者の行う電気通信線路施設等に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。

(品目例示) 電気通信線路施設に関する構築物

列コード	行コード	部門名称
4191-09	4191-099	その他の土木建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 他の部門に分類されない、次に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。

- ① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道、簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事
- ② 土地造成：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び民間の行う土地造成工事
- ③ その他土木：地方公営企業及び民間の行うガス工事、地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的工事、政府の行う駐車場整備工事並びにその他上記以外の民間土木建設

(品目例示) 上・工業用水道等に関する構築物、埋立・土地造成等の工事、ガスタンク・駐車場・

ゴルフ場・球技場・遊園地・パイプライン等の建設工事及び民間の行う団地内区画道路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工事など

46 電気・ガス・熱供給

列コード	行コード	部門名称
4611-01	4611-001	電気 電気（火力（バイオマス・廃棄物を含む。））
4611-02		電気（原子力）
4611-03		電気（水力、地熱、太陽光、風力等）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類331「電気業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 火力発電所（バイオマス・廃棄物を含む）、原子力発電所、水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所、風力発電所、変電所

(平成27年表からの変更点)

① 平成27年表の列部門「4611-01 事業用火力発電」、「4611-02 事業用発電（火力発電を除く。）」及び「4611-03 自家発電」を「4611-01 電気（火力（バイオマス・廃棄物を含む。）」、「4611-02 電気（原子力）」及び「4611-03 電気（水力、地熱、太陽光、風力等）」に再編。

② 平成27年表の行部門「4611-001 事業用電力」及び「4611-031 自家発電」を統合し、「4611-001 電気」とする。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の列部門「4611-01 事業用原子力発電」及び「4611-03 水力・その他の事業用発電」を統合し、「4611-02 事業用発電（火力発電を除く。）」とした。また平成23年表のコード「4611-02」を「4611-01」に、「4611-04、-041」を「4611-03、-031」にそれぞれ変更。

列コード	行コード	部門名称
4621-01	4621-011	都市ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類341「ガス業」の活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
4622-01	4622-011	熱供給業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類351「熱供給業」の活動を範囲とする。

47 水道

列コード	行コード	部門名称
4711-01	4711-011	上水道・簡易水道

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類361「上水道業」のうち船舶給水業を除く活動を範囲とする。

(品目例示) 水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

(注意点) ① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(「水道法」に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。
② 船舶給水業については「5789-02、-021 水運施設管理(国営)★★」及び「5789-03、-031 水運施設管理」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-02	4711-021	工業用水

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類362「工業用水道業」の活動を範囲とする。

(注意点) ① 本部門は、工業用に供する水(水力発電用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。)の供給を行う活動(「工業用水道事業法」に基づく工業用水事業)が該当する。
② 「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は、「4711-01、-011 上水道・簡易水道」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-03	4711-031	下水道★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類363「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

(注意点) 本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。

したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の附属装置（浄化施設など）をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「4811-01、-011 廃棄物処理（公営）★★」に含める。

48 廃棄物処理

列コード	行コード	部門名称
4811-01	4811-011	廃棄物処理（公営）★★

（担当府省庁） 環境省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び889「その他の廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

（品目例示） し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

（注 意 点） 産業分類や法令上での扱い等を勘案すると、「一般廃棄物処理（し尿処理を含む。）」及び「産業廃棄物処理」に再編した方が望ましいと考えられるが、一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれに産業と公営が混在しており、推計上、厳密に区分できないことから、現状の部門を維持している。

列コード	行コード	部門名称
4811-02	4811-021	廃棄物処理

（担当府省庁） 環境省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び889「その他の廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動を範囲とする。

なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。

（品目例示） し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

（注 意 点） ① 「4811-01、-011 廃棄物処理（公営）★★」に同じ。

② 平成27年表において、平成23年表の「4811-02、-021 廃棄物処理（産業）」を「廃棄物処理」に名称変更。

51 商業

列コード	行コード	部門名称
5111-01	5111-011	卸売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類501、511～513、521～522、531～535、541～549、551～559の「卸売業」の活動を範囲とし、その国内生産額は、卸売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分、中央卸売市場、地方卸売市場の活動を範囲に含む。

(注 意 点) 日本標準産業分類の小分類536「再生資源卸売業」の活動は、「3921-01、-011 再生資源回収・加工処理」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5112-01	5112-011	小売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類561～569、571～579、581～589、591～593、601～609、611～619の「小売業」及び642「質屋」の活動を範囲とし、その国内生産額は、小売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずそれぞれの「製造業」部門に含める。

(品目例示) 製造小売の例：男子服小売、菓子小売、パン小売、豆腐・かまぼこ等加工食品小売、料理品小売、家具小売、建具小売、畳小売、宗教用具小売

(注 意 点) 調剤薬局の活動のうち、医師又は歯科医師の処方箋に基づく薬局の調剤を除く。

53 金融・保険

列コード	行コード	部門名称
5311-01		金融
	5311-011	公的金融 (F I S I M)
	5311-012	民間金融 (F I S I M)
	5311-013	公的金融 (手数料)
	5311-014	民間金融 (手数料)

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類621「中央銀行」、622「銀行(中央銀行を除く)」、631「中小企業等金融業」、632「農林水産金融業」、641「貸金業」、643「クレジットカード業、割賦金融業」、649「その他の非預金信用機関」、651「金融商品取引業」、652「商品先物取引業、商品投資顧問業」、661「補助的金融業、金融附帯業」、662「信託業」及び663「金融代理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 都市銀行、地方銀行(第二地銀を含む。)、信託銀行、インターネット専業銀行、在日外国銀行支店、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合(信用事業)、漁業協同組合(信用事業)、信用金庫、信金中央金庫、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、短資会社、証券金融会社、証券会社、投資運用会社、証券投資顧問会社、金融商品取引所、日本郵便株式会社(銀行代理業務)及び「第1部第4章〔別添〕令和2年(2020年)産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付」において「公的活動」の「金融」に格付けされるもの

(注 意 点) ① 公的金融機関とは、「第1部第4章〔別添〕令和2年(2020年)産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付」において、「公的活動」の「金融」に格付けされるもの及び日本郵便株式会社(銀行代理業務)である。それ以外の金融機関は、全て民間金融機関である。

② 生命保険業、損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含めず、「5312-01、-011 生命保険」及び「5312-02、-021 損害保険」に含める。

③ 行部門を「公的」と「民間」に分割し

ているのは、SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させると共に、産出構造の差異を明瞭にするためである。

列コード	行コード	部門名称
5312-01	5312-011	生命保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類671「生命保険業」、細分類6741「生命保険媒介業」、小分類673「共済事業、少額短期保険業」及び細分類6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、生命保険事業並びに小分類851「社会保険事業団体」のうち社会保障基金に該当しない活動を範囲とする。

(品目例示) 生命保険、保険年金、生命保険再保険、生命保険代理店、農協共済（生命保険共済等）の再共済、社会保険事務（国民年金基金・連合会、厚生年金基金、企業年金基金・連合会等）

(注 意 点) ① 本部門には、独立行政法人住宅金融支援機構の団体信用生命保険、外国保険会社のうち「保険業法」に定める免許を受けた者が本邦で営む生命保険事業を含める。

② 平成27年表において、平成23年表の「6431-01、-011 社会保険事業★★」に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金（旧年金を除く。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構等）を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
5312-02	5312-021	損害保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類672「損害保険業」、細分類6742「損害保険代理業」、6743「共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業」、6751「保険料率算出団体」、6752「損害査定業」並びに小分類673「共済事業、少

額短期保険業」及び細分類6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、損害保険事業の活動を範囲とする。

(品目例示) 火災保険、地震保険、海上保険、自動車保険（自賠責、任意）、盗難保険、運送保険、損害保険再保険、貿易保険、損害保険代理店、農協共済（火災保険、自動車共済等）の再保険・再々共済

(注 意 点) ① 本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、独立行政法人住宅金融支援機構（住宅融資保険）、株式会社日本政策金融公庫（信用保険事業）、独立行政法人農林漁業信用基金が行う保険事業、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付、国立研究開発法人森林研究・整備機構の森林保険勘定、株式会社日本貿易保険を含めるほか、外国保険会社のうち「保険業法」に定める免許を受けた者が本邦で営む損害保険事業を含める。

② 平成27年表において、2008SNAの住宅ローン保証等の「定型保証」について対応するため、同部門に含めた。

55 不動産

貸間業」の活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類681「建物売買業、土地売買業」、682「不動産代理業・仲介業」、693「駐車場業」のうち所有者の委託を受けて行う自動車の保管を目的とする駐車場の管理運営及び694「不動産管理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介手数料、不動産管理手数料

(注意点) ① 建物売買業における建設活動は、本部門に含めず、「建設」部門に含める。
 ② 土地売買業の活動は、取引上の代理・仲介等の手数料のみを国内生産額に計上し、土地造成等に要する費用は「建設」部門に含める。
 ③ 平成27年表において、平成23年表で売買仲介手数料に相当する費用のみを計上していた分譲住宅について、販売マージンを計上することとした。

列コード	行コード	部門名称
5531-01	5531-011	住宅賃貸料（帰属家賃）

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 持家に居住する者が、自らに対して住宅賃貸業を営んでいるとみなした活動であり、家賃の受払を伴わない持家等の使用によって生ずるサービスを範囲とする。

なお、企業が所有する給与住宅・寮等についても、市場価格と実際に支払われた家賃の差額分を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5511-02	5511-021	不動産賃貸業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類691「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」のうち細分類6912「土地賃貸業」を除く活動及び小分類693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場業の活動（所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を除く。）を範囲とする。

(品目例示) 不動産賃貸料（貸店舗（店舗併用住宅の場合は貸店舗部分のみ）、貸ビル、貸倉庫等）

(注意点) 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は、「5521-01、-011 住宅賃貸料」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5521-01	5521-011	住宅賃貸料

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類692「貸家業、

57 運輸・郵便

部門の国内生産額に含めない。

列コード	行コード	部門名称
5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類421「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動及び細分類4851「鉄道施設提供業」の活動を範囲とする。

なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

(品目例示) JR、公・民営の鉄道・軌道(普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車)の旅客輸送

(注意点) ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の国内生産額に含めない。

② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類421「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

(品目例示) JR、民営鉄道の貨物輸送

(注意点) 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5721-01	5721-011	バス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類431「一般乗合旅客自動車運送業」、433「一般貸切旅客自動車運送業」及び細分類4391「特定旅客自動車運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送

(注意点) バス事業の車両等における広告料は、本

列コード	行コード	部門名称
5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類432「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類4399「他に分類されない道路旅客運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ハイヤー・タクシー業、軽車両による旅客輸送

(注意点) 自動車運転代行業は「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類441「一般貨物自動車運送業」、442「特定貨物自動車運送業」、443「貨物軽自動車運送業」及び449「その他の道路貨物運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) トラック運送業(一般貨物(特別積合せ貨物含む。)、特定貨物、貨物軽自動車)、軽車両などによる貨物輸送

(注意点) ① 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

② 本部門の定義・範囲は前記とするが、用車料の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
5731-01P	5731-011P	自家輸送(旅客自動車)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送(マイカー輸送を除く。)を行う活動を範囲とする。

なお、貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

(注意点) ① 国内生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げ

により計算する。

ただし、自家輸送に係る人件費が「9111-000 賃金・俸給」等の範囲に含まれるなど、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である「自家輸送」部門に含めず、各列部門が、直接それぞれの粗付加価値部門に計上する。

- ② 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービスにマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」(旅客及び貨物)を付帯表として作成する。

列コード	行コード	部門名称
5732-01P	5732-011P	自家輸送 (貨物自動車)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送(マイカー輸送を除く。)を行う活動を範囲とする。

(注 意 点) ① 国内生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。

ただし、自家輸送に係る人件費が「9111-000 賃金・俸給」等の範囲に含まれるなど、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である「自家輸送」部門に含めず、各列部門が、直接それぞれの粗付加価値部門に計上する。

- ② 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービスにマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」(旅客及び貨物)を付帯表として作成する。

列コード	行コード	部門名称
5741-01	5741-011	外洋輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類451「外航海運業」及び細分類4541「船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類4541「船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」は本部門の範囲とするが、用船料の受払は全て

自部門取引となるので国内生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運送業」又は「船舶貸渡業」との間の用船は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入(用船料支払)分は、自部門交点に計上するものとする。

- ② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5742-01	5742-011 5742-012	沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 沿海・内水面貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類452「沿海海運業」、453「内陸水運業」及び細分類4542「内航船舶貸渡業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 沿海旅客海運業(旅客定員12人以下の船舶によるものも含む。)の旅客輸送、沿海貨物海運業の貨物輸送、港湾旅客海運業の旅客輸送、河川水運業及び湖沼水運業の旅客・貨物輸送

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類4542「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、用船料の受払は全て自部門取引となるので、国内生産額には計上しない。

- ② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5743-01	5743-011	港湾運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類481「港湾運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般港湾運送業、港湾荷役業、はしけ運送業、いかだ運送業

列コード	行コード	部門名称
5751-01		航空輸送
	5751-011	国際航空輸送
	5751-012	国内航空旅客輸送
	5751-013	国内航空貨物輸送
	5751-014	航空機使用事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類461「航空運送業」及び462「航空機使用業(航空運送業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 航空運送業による国際・国内の旅客・貨物輸送、航空機使用事業(薬剤散布、航空写真撮影等)

(注意点) ① 日本標準産業分類の小分類461「航空運送業」は本部門の範囲とするが、国際航空輸送における用機料の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。ただし、外国の「航空運送業」等との間の用機(旅客チャーター及び貨物チャーター)は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入(用機料支払)分は、自部門交点に計上するものとする。

② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5761-01	5761-011	貨物利用運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類444「集配利用運送業」及び小分類482「貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 利用運送業(第一種利用運送業)、集配利用運送業(第二種利用運送業)、運送取次業

(注意点) 本部門の国内生産額は、他部門との貨物運賃の重複計上を避けるため、運賃・料金収入から実運送機関への支払い運賃・料金を控除したものとする。

列コード	行コード	部門名称
5771-01	5771-011	倉庫

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類471「倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)」、472「冷蔵倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

(品目例示) 普通倉庫業(野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、危険品倉庫、トランクルームを含む。)、冷蔵倉庫業、水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

(注意点) 自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
5781-01	5781-011	こん包

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類484「こん包業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業

(注意点) 自家こん包活動については、各部門におけるこん包(包装)資材の投入として扱い、本部門には含めない。

列コード	行コード	部門名称
5789-01	5789-011	道路輸送施設提供

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4852「道路運送固定施設業」、4853「自動車ターミナル業」及び4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、並びに小分類693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

(注意点) ① レンタカー及びリースカーは「6612-

01、-011 貸自動車業」に含める。

- ② 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること、公安委員会が設置するパーキングメータ及びチケットは道路を有効に使用するための駐車時間規制を目的としていることから、本部門に含めず、「6112-01、-011 公務（地方）★★」の範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
5789-02	5789-021	水運施設管理（国営）★★

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等の港湾関係分、4855「棧橋泊きょ業」、小分類361「上水道業」のうち船舶給水業及び細分類4899「他に分類されない運輸に付帯するサービス業」のうち海上保安部、航路標識事務所、海上交通センター等による水路情報提供活動を範囲とする。

（品目例示） 港湾・漁港の管理、水路情報の提供

（注 意 点）① とん税及び特別とん税については、本来、入港外航船の船長又は運航者が直接、税関に納付するものであるが、外洋輸送部門が港湾施設を使用する際のコストであるため、同部門から本部門に投入するものとし、本部門の経費として間接税に計上することで、国内生産額に含める。

また、運河通行税及び灯台税についても、本部門の範囲とするが、輸入のみである。

- ② 平成27年表において、平成23年表の「5789-02、-021 水運施設管理★★」を「水運施設管理（国営）★★」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-03	5789-031	水運施設管理

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等の港湾関係分、4855「棧橋泊きょ業」、小分類361「上水道業」のうち船舶給水業とする。

（品目例示） 港湾の管理

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表の「5789-02、-021 水運施設管理★★」から地方公営事業会計の適用範囲である港湾事業、港湾運営会社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動を本部門に分割し特掲。

列コード	行コード	部門名称
5789-04	5789-041	水運付帯サービス

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類4899「他に分類されない運輸に付帯するサービス業」のうち検数業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳引船業の活動を範囲とする。

（品目例示） 水先、検数、検量、鑑定、サルベージ

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表のコード「5789-03、-031」を「5789-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-05	5789-051	航空施設管理（公営）★★

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類4856「飛行場業」に相当する範囲のうち地方公共団体が設置及び管理する空港、公共用ヘリポートの管理活動を範囲とする。

（品目例示） 空港管理

（注 意 点）① 輸入（外国の航空施設利用に係る支払い）は、「5789-06、-061 航空施設管理」に計上する。

- ② 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた国が行う空港の管理及び航空交通管制活動を「5789-06、-061航空施設管理」に統合。

- ③ 平成27年表において、平成23年表の「5789-04、-041航空施設管理（国営）★★」を「5789-05、-051航空施設管理（公営）★★」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-06	5789-061	航空施設管理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4856「飛行場業」に相当する範囲のうち地方公共団体以外の行う活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理、航空交通管制

- (注意点) ① 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は、全て本部門に計上する。
- ② 平成27年表において、平成23年表で「5789-04、-041航空施設管理(国公営)★★」に含まれていた国が行う空港の管理及び航空交通管制活動を本部門に統合。
- ③ 平成27年表において、平成23年表の「5789-05、-051航空施設管理(産業)」を「5789-06、-061航空施設管理」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-07	5789-071	航空附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち航空交通管制活動以外の航空輸送に附帯する活動(機内飲食物売上、運航サービス、乗客の乗降及び積み卸しに係る空港内の活動、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に附帯した役務等)を範囲とする。

(品目例示) 航空機給油施設提供、利便施設提供、供給施設提供

- (注意点) ① 空港ターミナルビル等は「5511-02、-021 不動産賃貸業」に、空港外にわたる送迎バスは「5721-01、-011 バス」に、給油(燃料販売)は「商業」に、航空機整備は「3592-10、-101 航空機修理」にそれぞれ含める。
- ② 平成27年表において、平成23年表のコード「5789-06、-061」を「5789-07、-071」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類791「旅行業」、483「運送代理店」、細分類4891「海運仲立業」及び4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち観光協会等の行う活動を範囲とする。

(品目例示) 旅行業、運送代理店、海運仲立業等の取扱

(注意点) 本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業を含む。

列コード	行コード	部門名称
5791-01	5791-011	郵便・信書便

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類491「郵便業(信書便事業を含む)」の活動、861「郵便局」及び862「郵便局受託業」のうち、郵便に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 通常郵便物、信書便、簡易郵便局の郵便事業、郵便切手類販売所(手数料)等

- (注意点) ① 郵便物の輸送委託は、「5712-011 鉄道貨物輸送」、「5742-012 沿海・内水面貨物輸送」、「5751-011 国際航空輸送」及び「5751-013 国内航空貨物輸送」との交点に計上する。
- ② 平成27年表において、平成23年表で「5919-09、-099 その他の通信サービス」に含まれていた簡易郵便局の郵便事業及び郵便切手類販売所(手数料)を本部門に統合。

59 情報通信

列コード	行コード	部門名称
5911-01	5911-011	固定電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類371「固定電気通信業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 電話、電信、電報、専用、ISP（インターネット・サービス・プロバイダ）、IX（インターネット・エクスチェンジ）業、固定電気通信によるインターネット接続サービス、音声蓄積サービス、ファックス蓄積サービス、有線放送電話、IDC（インターネット・データ・センター）業等

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において「5941-01、-011インターネット附随サービス」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを本部門に統合。

(注 意 点) ① 官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。

② 平成27年表において、平成23年表の「5911-09、-099 その他の電気通信」及び「5919-09、-099 その他の通信サービス」に含まれていた有線放送電話を本部門に統合。

③ 平成27年表において、平成23年表で「5911-09、-099 その他の電気通信」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5941-01、-011 インターネット附随サービス」に統合。

列コード	行コード	部門名称
5911-02	5911-021	移動電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類372「移動電気通信業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話、PHS、衛星携帯電話、無線呼出し、移動電気通信によるインターネット接続サービス等

列コード	行コード	部門名称
5911-03	5911-031	電気通信に附帯するサービス

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類373「電気通信に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 電気通信業務受託、携帯電話取扱店（契約事務取扱手数料）、空港無線電話業務受託、移動無線センター事業等

(注 意 点) ① 平成27年表において、平成23年表の「5919-09、-099 その他の通信サービス」を「5911-03、-031 電気通信に附帯するサービス」にコード及び名称変更。

② 平成27年表において、平成23年表で「5919-09、-099 その他の通信サービス」に含まれていた有線放送電話を「5911-01、-011 固定電気通信」に、簡易郵便局の郵便事業及び郵便切手類販売所（手数料）を「5791-01、-011 郵便・信書便」にそれぞれ統合。

列コード	行コード	部門名称
5921-01	5921-011	公共放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類381「公共放送業（有線放送業を除く）」及び細分類3823「衛星放送業」のうち公共放送の活動を範囲とする。

(品目例示) 日本放送協会によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

(平成27年表からの変更点)

娯楽作品原本の生産額の一部も新たに本部門に含める。

(注 意 点) 日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化研究所も本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5921-02	5921-021	民間放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類382「民間放送業（有線放送業を除く）」の活動（ただし、細分類3823「衛星放送業」のうち公共放送

の活動を除く。)を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(平成27年表からの変更点)

娯楽作品原本の生産額の一部も新たに本部門に含める。

(品目例示) 広告料収入又は有料放送収入によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

列コード	行コード	部門名称
5921-03	5921-031	有線放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類383「有線放送業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送

列コード	行コード	部門名称
5931-01		情報サービス
	5931-011	ソフトウェア業
	5931-012	情報処理・提供サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類391「ソフトウェア業」及び392「情報処理・提供サービス業」の活動を範囲とする。国立研究開発法人科学技術振興機構の文献情報提供勘定、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の活動を含む。

(品目例示) ソフトウェア業：受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェア、ゲームソフトウェア
 情報処理・提供サービス：受託計算サービス、計算センター、タイムシェアリングサービス、データエントリーサービス、データベースサービス（不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報）、市場調査、世論調査、社会調査

列コード	行コード	部門名称
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類401「インターネット附随サービス業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）、電子認証、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス、ポータルサイト運営等

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において本部門に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5911-01、-011 固定電気通信」に統合。

(注意点) 平成27年表において、平成23年表で「5911-09、-099 その他の電気通信」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類411「映像情報制作・配給業」、412「音声情報制作業」、415「広告制作業」及び416「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画の制作・配給、ビデオ制作・発売、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、レコード制作、音楽出版、ラジオ番組制作、広告制作(印刷物にかかるもの)、共同通信社、時事通信社、新聞社支局(印刷発行を行わないもの)、貸スタジオ、プリプロダクション、ポストプロダクション

(平成27年表からの変更点)

娯楽作品原本の生産額の一部も新たに本部門に含める。

(注意点) ① DVD等の生産活動は、「3919-06、-061 情報記録物」に含める。

② 日本標準産業分類の細分類7091「映画・演劇用品賃貸業」は、列部門「6611-01 物品賃貸業（貸自動車を除く。）」及び行部門「6611-015 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に含める。

③ 平成27年表において、平成23年表の「映像・音声・文字情報制作業」を「映像・音声・文字情報制作（新聞・出版を除く。）」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5951-02	5951-021	新聞

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類413「新聞業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(注 意 点) 電子メディアも本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5951-03	5951-031	出版

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類414「出版業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版

(平成27年表からの変更点)

娯楽作品原本の生産額の一部も新たに本部門に含める。

(注 意 点) 電子メディアも本部門に含める。

61 公務

列コード	行コード	部門名称
6111-01	6111-011	公務（中央）★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類97「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、中央政府関係の非市場生産者（一般政府）★★から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「第1部第4章〔別添〕令和2年（2020年）産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付」の「公務」の項を参照のこと。

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において「0151-01、-011育林」及び「0152-01、-011素材」に含まれていた国有林野事業を本部門に統合。

(注 意 点) ① 自衛隊の活動も本部門に含める。

② 平成27年表において、平成23年表で「9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含まれていた中央政府の手数料のうち、市場生産者の支払分（電波利用料収入、許可料収入等）を本部門の財・サービスの販売に含めた。

列コード	行コード	部門名称
6112-01	6112-011	公務（地方）★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類98「地方公務」の活動であり、普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、地方政府関係の非市場生産者（一般政府）★★から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「第1部第4章〔別添〕令和2年（2020年）産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付」の「公務」の項を参照のこと。

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において「0151-01、-011育林」及び「0152-01、-011素材」に含まれていた地方自治体が行う造林事業を本部門に統合。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表で「9411-000 間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」に含まれていた地方政府の手数料のうち、市場生産者の支払分を本部門の財・サービスの販売に含めた。

63 教育・研究

列コード	行コード	部門名称
6311-01	6311-011	学校教育(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類811「幼稚園」、812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校、中等教育学校」、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」、817「専修学校、各種学校」及び819「幼保連携型認定こども園」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校の活動(高等教育機関が行う研究活動を除く。)を範囲とする。

(品目例示) 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

(注 意 点) ① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関(教育活動分を除く。)」に含める。

② 平成27年4月より新たな「幼保連携型認定こども園」(学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設)が創設されたことにより、当該学校種分を平成27年表から本部門に含めることとしたため、保育所等他形態から移行した園による増加が生じている。

③ 平成27年表において、日本標準産業分類の小分類819「幼保連携型認定こども園」を本部門に含めた。

④ 平成27年表において、高等教育機関の活動のうち研究活動分を「学術研究機関」各部門に含め、本部門から除外した。

⑤ 平成27年表において、学校に附属する研究機関の活動のうち、教育活動分を本部門に含めた。

列コード	行コード	部門名称
6311-02	6311-021	学校教育(私立)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類811「幼稚園」、

812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校、中等教育学校」、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」、817「専修学校、各種学校」及び819「幼保連携型認定こども園」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校の活動（高等教育機関が行う研究活動を除く。）を範囲とする。

（品目例示） 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

- （注 意 点）
- ① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関（教育活動分を除く。）」に含める。
 - ② 平成27年4月より新たな「幼保連携型認定こども園」（学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設）が創設されたことにより、当該学校種分を平成27年表から本部門に含めることとしたため、保育所等他形態から移行した園による増加が生じている。
 - ③ 平成27年表において、日本標準産業分類の小分類819「幼保連携型認定こども園」を本部門に含めた。
 - ④ 平成27年表において、高等教育機関の活動のうち研究活動分を「学術研究機関」各部門に含め、本部門から除外した。
 - ⑤ 平成27年表において、学校に附属する研究機関の活動のうち、教育活動分を本部門に含めた。

列コード	行コード	部門名称
6311-03	6311-031	学校給食（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 「学校給食法」（昭和29年法律第160号）に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

（注 意 点） ① 学校給食は本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては当該機関が直接行う場合と給食センター等の外部

機関に委託して実施する場合がある。それぞれ、実際にサービスを行う機関で分類すると混同を起すことから、本来実施すべき機関（教育機関）の主体分類に基づいて、「国公立」と「私立」に区分する。

- ② 平成27年表において、部門が属する13部門分類を「製造業」から「サービス」へ、統合小分類を「1119 その他の食料品」から「6311 学校教育」へ移動。これに伴い、平成23年表のコード「1119-04、-041」を「6311-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6311-04	6311-041	学校給食（私立）★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 「学校給食法」（昭和29年法律第160号）に基づき、私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

- （注 意 点）
- ① 「6311-03、-031 学校給食（国公立）★★」に同じ。
 - ② 平成27年表において、部門が属する13部門分類を「製造業」から「サービス」へ、統合小分類を「1119 その他の食料品」から「6311 学校教育」へ移動。これに伴い、平成23年表のコード「1119-05、-051」を「6311-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-01	6312-011	社会教育（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

（品目例示） 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家等）、社会通信教育、女性教育会館等

列コード	行コード	部門名称
6312-02	6312-021	社会教育（非営利）★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

（品目例示） 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家等）、社会通信教育、女性教育会館等

列コード	行コード	部門名称
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する職員訓練施設並びに8222「職業訓練施設」の活動を範囲とする。

（品目例示） 防衛大学校、警察大学校、自治大学校、気象大学校、消防大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人海技教育機構等

列コード	行コード	部門名称
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する職員訓練施設並びに8299「他に分類されない教育、学習支援業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 社員教育受託業、歯科衛生士養成所（専修学校、各種学校でないもの）、料理学校（専修学校、各種学校でないもの）、洋裁学校（専修学校、各種学校でないもの）、自動車教習所（専修学校、各種学校でないもの）等

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表の

「6312-04、-041 その他の教育訓練機関（産業）」を「その他の教育訓練機関」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-01	6321-011	自然科学研究機関（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校が行う自然科学に関する研究活動を範囲とする。

（品目例示） 公立大学（研究活動に限る。）、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

（注 意 点） ① 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動（教育活動分を除く。）は、本部門に含める。
② 平成27年表において、国公立高等教育機関の活動のうち自然科学に関する研究活動分を本部門に含めた。
③ 平成27年表において、国公立学校に附属して設置される研究機関の活動のうち、教育活動分を「学校教育（国公立）★★」に含め、本部門から除外した。

列コード	行コード	部門名称
6321-02	6321-021	人文・社会科学研究機関（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校が行う人文・社会科学に関する研究活動を範囲とする。

(品目例示) 国公立大学(研究活動に限る)、国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、国立社会保障・人口問題研究所、独立行政法人経済産業研究所等

- (注 意 点) ① 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動(教育活動分を除く。)は、本部門に含める。
- ② 平成27年表において、国公立高等教育機関の活動のうち人文・社会科学に関する研究活動分を本部門に含めた。
- ③ 平成27年表において、国公立学校に附属して設置される研究機関の活動のうち、教育活動分を「学校教育(国公立)★★」に含め、本部門から除外した。
- ④ 平成27年表において、平成23年表の「6321-02、-021 人文科学研究機関(国公立)★★」を「人文・社会科学研究機関(国公立)★★」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-03	6321-031	自然科学研究機関(非営利)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち非営利の民間法人が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校が行う自然科学に関する研究活動を範囲とする。

(品目例示) 私立大学(研究活動に限る。)、理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

- (注 意 点) ① 私立学校に附属して設置される研究機関の活動(教育活動分を除く。)は、本部門に含める。
- ② 平成27年表において、私立高等教育機関の活動のうち自然科学に関する研究活動分を本部門に含めた。
- ③ 平成27年表において、私立学校に附属して設置される研究機関の活動のうち、教育活動分を「学校教育(私立)★」に含め、本部門から除外した。

列コード	行コード	部門名称
6321-04	6321-041	人文・社会科学研究機関(非営利)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち非営利の民間法人が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校が行う人文・社会科学に関する研究活動を範囲とする。

(品目例示) 私立大学(研究活動に限る。)、東洋文化研究所、社会科学研究所等

- (注 意 点) ① 私立学校に附属して設置される研究機関の活動(教育活動分を除く。)は、本部門に含める。
- ② 平成27年表において、私立高等教育機関の活動のうち人文・社会科学に関する研究活動分を本部門に含めた。
- ③ 平成27年表において、私立学校に附属して設置される研究機関の活動のうち、教育活動分を「学校教育(私立)★」に含め、本部門から除外した。
- ④ 平成27年表において、平成23年表の「6321-04、-041 人文科学研究機関(非営利)★」を「人文・社会科学研究機関(非営利)★」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-05	6321-051	自然科学研究機関

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち下記①、②を除く機関の自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

- ① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関(国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。)
- ② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関

(品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、

医学・薬学研究所等

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の「6321-05、-051 自然科学研究機関(産業)」を「自然科学研究機関」に名称変更。

である工場などでは、上記①の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動

列コード	行コード	部門名称
6321-06	6321-061	人文・社会科学研究機関

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち下記①、②を除く機関の人文・社会科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関(国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。)

② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関

(品目例示) 人文科学研究所、社会科学研究所等

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の「6321-06、-061 人文科学研究所(産業)」を「人文・社会科学研究機関」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6322-01	6322-011	企業内研究開発

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動を範囲とする。

なお、企業が製品(商品)の生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含む。

(品目例示) ① 企業の研究所・研究部などで行われる本来的な活動研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などをいう。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動を含む。

② 企業の研究所以外、例えば、生産現場

64 医療・福祉

列コード	行コード	部門名称
6411-01	6411-011	医療（病院）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類831「病院」における一般診療の活動を範囲とする。

なお、病院内での歯科診療は「医療（歯科診療）」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 入院診療、入院外診療、保健予防活動及び医療相談（歯科診療は除く。）

（平成27年表からの変更点）

平成27年表の「6411-01、-011 医療（入院診療）」、「6411-02、-021 医療（入院外診療）」を本部門及び「6411-02、-021 医療（一般診療所）」に再編。

列コード	行コード	部門名称
6411-02	6411-021	医療（一般診療所）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類832「一般診療所」における一般診療の活動を範囲とする。

なお、診療所内での歯科診療は「医療（歯科診療）」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 入院診療、入院外診療、保健予防活動及び医療相談（歯科診療は除く。）

（平成27年表からの変更点）

平成27年表の「6411-01、-011 医療（入院診療）」、「6411-02、-021 医療（入院外診療）」を本部門及び「6411-01、-011 医療（病院）」に再編。

列コード	行コード	部門名称
6411-03	6411-031	医療（歯科診療）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類831「病院」及び833「歯科診療所」における歯科診療及び各種歯科検診等の活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 歯科診療

列コード	行コード	部門名称
6411-04	6411-041	医療（調剤）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類6033「調剤薬局」における調剤の活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 薬局、調剤薬局及びファーマシーでの調剤行為

列コード	行コード	部門名称
6411-05	6411-051	医療（その他の医療サービス）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類834「助産・看護業」、835「療術業」及び836「医療に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。また、病院及び一般診療所が行う訪問看護サービスは本部門に含む。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 助産所、訪問看護ステーション、施術所、アイバンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業（医療用器材）、臨床検査業等

列コード	行コード	部門名称
6421-01	6421-011	保健衛生（国公立）★★

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類841「保健所」、842「健康相談施設」及び849「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

（品目例示） 保健所、健康相談所、検疫所（動、植物を除く。）、検査業（寄生虫卵、水質）、食肉衛生検査所、犬管理所、犬管理事務所

列コード	行コード	部門名称
6421-02	6421-021	保健衛生

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類842「健康相談施設」及び849「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする。

(品目例示) 健康相談施設、検査業(寄生虫卵、水質)、食肉衛生検査業、消毒業(物品、電話機)、犬管理所、犬管理事務所

(注意点) 平成27年表において、平成23年表の「6421-02、-021 保健衛生(産業)」を「保健衛生」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-01	6431-011	社会保険事業★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類851「社会保険事業団体」のうち社会保障基金に該当する活動を範囲とする。

(品目例示) 国民年金、厚生年金、共済年金、健康保険、介護保険、労働保険等の社会保険事務

(注意点) ① 社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保養所、宿泊施設等の活動は、「6711-01、-011 宿泊業」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた社会保障基金に該当しないもの(国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金(旧年金を除く。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構(小規模企業共済勘定)、独立行政法人勤労者退職金共済機構等)を分割し、「5312-01、-011 生命保険」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6431-02	6431-021	社会福祉(国公立)★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、小分類852「福祉事務所」、細分類

8539「その他の児童福祉事業」、小分類854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」及び859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、国・地方公共団体等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 社会福祉事務所、児童相談所、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所

(注意点) 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた保育所を分割し、「6431-05、-051 保育所」を新設。

列コード	行コード	部門名称
6431-03	6431-031	社会福祉(非営利)★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、8539「その他の児童福祉事業」、小分類854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」及び859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、社会福祉法人等の社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、児童自立支援施設、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所、更生保護施設

(注意点) 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた保育所を分割し、「6431-05、-051 保育所」を新設。

列コード	行コード	部門名称
6431-04	6431-041	社会福祉

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8539「その他

の児童福祉事業」、小分類854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」及び859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、会社、個人等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 有料老人ホーム、ケアハウス、障害者支援施設

（注 意 点） ① 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた保育所を分割し、「6431-05、-051 保育所」を新設。
② 平成27年表において、平成23年表の「6431-04、-041 社会福祉（産業）」を「社会福祉」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-05	6431-051	保育所

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類8531「保育所」の活動を範囲とする。

（品目例示） 保育所、託児所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表で「6431-02、-021 社会福祉（国公立）★★」、「6431-03、-031 社会福祉（非営利）★」及び「6431-04、-041 社会福祉（産業）」にそれぞれ含まれていた保育所を分割し、本部門を新設。

列コード	行コード	部門名称
6441-01	6441-011	介護（施設サービス）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細分類8342「看護業」、小分類835「療術業」及び854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービスの活動を範囲とする。

（品目例示） 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

列コード	行コード	部門名称
6441-02	6441-021	介護（施設サービスを除く。）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細分類8342「看護業」、小分類835「療術業」及び854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービス以外の活動を範囲とする。

（品目例示） 居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス

（注 意 点） 「居宅サービス」は、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所サービス等、「地域密着型サービス」は、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護等、「介護予防サービス」は、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリ、介護予防訪問介護等、「地域密着型介護予防サービス」は、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等を含む。

65 他に分類されない会員制団体

列コード	行コード	部門名称
6599-01	6599-011	会員制企業団体

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」、872「事業協同組合（他に分類されないもの）」、931「経済団体」の活動の範囲のうち、収益を目的としない活動を範囲とする。

なお、日本標準産業分類の小分類871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」及び872「事業協同組合（他に分類されないもの）」の活動のうち、購買・販売等の営利目的の活動は卸売業・小売業等の活動部門に含め、本部門には含めない。

(品目例示) 織物協同組合、商工会議所、経済団体連合会、生命保険協会、全国銀行協会、日本税理士会連合会、全国中小企業団体中央会、全国農業会議所等

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の「6599-01、-011 対企業民間非営利団体」を「会員制企業団体」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類94「宗教」、小分類932「労働団体」、933「学術・文化団体」、934「政治団体」、939「他に分類されない非営利的団体」及び951「集会場」の活動を範囲とし、家計に対して無償、または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動を含む。

(品目例示) 宗教団体、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、学士会、囲碁連盟、県民会館、文化会館

(注 意 点) 非市場生産者（対家計民間非営利団体）★として個別に設定されている部門の範囲を除く。

66 対事業所サービス

列コード	行コード	部門名称
6611-01		物品賃貸業（貸自動車を除く。）
	6611-011	産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
	6611-012	建設機械器具賃貸業
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
	6611-014	事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類701「各種物品賃貸業」、702「産業用機械器具賃貸業」、703「事務用機械器具賃貸業」、705「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び709「その他の物品賃貸業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業：農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鉱山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、プラスチック成形加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機（コインオペレータ）賃貸業、冷蔵陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業、航空機賃貸業

建設機械器具賃貸業：掘削機械器具賃貸業、建設用クレーン賃貸業、整地機械賃貸業、基礎工事用機械賃貸業、仮設資材賃貸業

電子計算機・同関連機器賃貸業：電子計算機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業、パーソナルコンピュータ賃貸業

事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業：事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業、タイムレコーダ賃貸業

スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸

業：スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸モーターボート業、貸馬業、映画・演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、音楽・映像記録物（CD・DVD・BD等）賃貸業、貸衣しょう業、レンタルブティック、貸テレビ業、貸本業、貸楽器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業、貸ピアノ業、医療・福祉用具賃貸業

（平成27年表からの変更点）

物品賃貸業が扱う機械又は設備に係る経費の扱いについて、平成2年表以降平成27年表までは、全面的に「所有者主義」で推計してきたが、ファイナンス・リース形態の取扱について「使用者主義」による推計に変更。

（注 意 点） 日本標準産業分類の小分類701「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含める。

なお、介護保険による福祉用具貸与は、本部門から「6441-02 介護（施設サービスを除く。）」を迂回して産出される。

列コード	行コード	部門名称
6612-01	6612-011	貸自動車業

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類704「自動車賃貸業」の活動を範囲とする。

（品目例示） レンタカー業、自動車リース業

（平成27年表からの変更点）

物品賃貸業が扱う機械又は設備に係る経費の扱いについて、平成2年表以降平成27年表までは、全面的に「所有者主義」で推計してきたが、ファイナンス・リース形態の取扱について「使用者主義」による推計に変更。

列コード	行コード	部門名称
6621-01		広告
	6621-011	テレビ・ラジオ広告
	6621-012	新聞・雑誌・その他の広告

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類731「広告業」の活動を範囲とする。

なお、広告媒体を提供する他の産業部門（民間放送、新聞、出版等）の広告活動も本部門の範囲とする。

（品目例示） 新聞・雑誌・その他の広告：新聞広告、雑誌広告、交通広告、屋外広告、インターネット広告、折込み・ダイレクトメール、SP・PR・催事企画

列コード	行コード	部門名称
6631-10	6631-101	自動車整備

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類891「自動車整備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。

（品目例示） 自動車の整備、修理、検査、登録

（注 意 点） ① 二輪自動車及び三輪自動車の整備は本部門に含める。

② 自動車タイヤの再生業及び更生業は、「2221-01、-011 タイヤ・チューブ」に含める。

③ 自動車検査独立行政法人の行う自動車検査業務は本部門に含める。

④ 自動車安全特別会計自動車検査登録勘定の業務は本部門に含める

列コード	行コード	部門名称
6632-10	6632-101	機械修理

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類901「機械修理業（電気機械器具を除く）」のうち空港等で行われる航空機整備を除く活動及び902「電気機械器具修理業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 一般機械修理、建設・鉱山機械整備、電気機械器具修理

(注 意 点) 空港等で行われる航空機整備の活動は、「3592-10、-101 航空機修理」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類721「法律事務所、特許事務所」、細分類7221「公証人役場、司法書士事務所」及び小分類724「公認会計士事務所、税理士事務所」の活動を範囲とする。

(品目例示) 法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所

列コード	行コード	部門名称
6699-02	6699-021	土木建築サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類742「土木建築サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 設計監督業、建物設計製図業、建設コンサルタント業、測量業、地質調査業

列コード	行コード	部門名称
6699-03	6699-031	労働者派遣サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類912「労働者派遣業」の活動を範囲とする。

(注 意 点) 次の業務については労働者派遣サービスの提供を行うことが出来ない。

(a) 港湾運送業務、(b) 建設業務、(c) 警備業務、(d) 病院等における医療関連の業務(一部を除く。)など

なお、産業連関表では本社等の管理、補助的経済活動を各部門に含めて計上しているため、上記(a)～(d)と密接に関わる部門においても、事務等の業務で労働者派遣サービスを投入することはあり得る。

列コード	行コード	部門名称
6699-04	6699-041	建物サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類922「建物サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ビルメンテナンス業、ビルサービス業、床磨き業、ガラスふき業、煙突掃除業、住宅消毒業、害虫駆除業、ビル清掃業、建築物飲料水管理業、建築物清掃業、建築物排水管用清掃業

(注 意 点) 鉄道、船舶に関する消毒活動を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6699-05	6699-051	警備業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類923「警備業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 施設警備(施設警備業務、巡回警備業務、保安警備業務、空港保安警備業務、機械警備業務)、雑踏警備(交通誘導警備業務、雑踏警備業務)、運搬警備(貴重品運搬警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務)、身辺警備業務

列コード	行コード	部門名称
6699-06	6699-061	と畜場(公営)★★

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類9521「と畜場」のうち地方公営企業の活動を範囲とする。

(品目例示) と畜解体サービス

(平成27年表からの変更点)

- ① 平成27年表の列部門「1111-01 食肉」に含まれていたと畜場のうち地方公営企業が行う活動を分割し、本部門を新設。
- ② 平成27年表の行部門「1111-011 牛肉」、「1111-012 豚肉」、「1111-013 鶏肉」、「1111-014 その他の食肉」及び「1111-015 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)」を「1111-011 食肉」、「6699-061 と畜場(公営)★★」及び「6699-071 と畜場」に再編する。

列コード	行コード	部門名称
6699-07	6699-071	と畜場

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類9521「と畜場」のうち地方公営企業以外の活動を範囲とする。

(品目例示) と畜解体サービス

(平成27年表からの変更点)

- ① 平成27年表の列部門「1111-01 食肉」に含まれていたと畜場のうち地方公営企業以外が行う活動を分割し、本部門を新設。
- ② 平成27年表の行部門「1111-011 牛肉」、「1111-012 豚肉」、「1111-013 鶏肉」、「1111-014 その他の食肉」及び「1111-015 と畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）」を「1111-011 食肉」、「6699-061 と畜場（公営）★★」及び「6699-071 と畜場」に再編する。

列コード	行コード	部門名称
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7222「土地家屋調査士事務所」、小分類723「行政書士事務所」、725「社会保険労務士事務所」、726「デザイン業」、細分類7281「経営コンサルタント業」、小分類729「その他の専門サービス業」、743「機械設計業」、744「商品・非破壊検査業」、745「計量証明業」、749「その他の技術サービス業」、911「職業紹介業」、921「速記・ワープロ入力・複写業」及び929「他に分類されない事業サービス業」の活動を範囲とする。特許特別会計、独立行政法人大学入試センターの活動及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のうち資源備蓄事業を除く活動を含む。

(品目例示) デザイン業、経営コンサルタント業、興信所、鉱物探査、土地家屋調査士、行政書士業、社会保険労務士、翻訳業、通訳業、通訳案内業、不動産鑑定業、機械設計業、商品検査業、非破壊検査業、一般計量証明業、環境計量証明業、プラントエンジニアリング業、職業紹介業、速記・ワープロ入

力業、複写業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、看板書き業、コールセンター業、パーティ請負業、レッカー車業、LPG充てん業、温泉供給業

(注 意 点) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う資源備蓄事業は、「6111-01、-011 公務（中央）★★」に含める。

67 対個人サービス

列コード	行コード	部門名称
6711-01	6711-011	宿泊業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類751「旅館、ホテル」、752「簡易宿所」、753「下宿業」及び759「その他の宿泊業」のうち会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動を範囲とする。

(品目例示) ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡易宿泊所、ベッドハウス、山小屋、下宿屋、会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステル、リゾートクラブ、合宿所

- (注意点) ① 旅館、ホテルの土産物販売は、本部門に含めず、「5112-01、-011 小売」に含める。
 ② 日本標準産業分類の細分類7599「他に分類されない宿泊業」のうち会社の寄宿舎、会社の独身寮及び学生寮の活動は、「5531-01、-011 住宅賃貸料(帰属家賃)」に含める。
 ③ 宿泊サービスに含まれて提供される飲食サービスは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6721-01	6721-011	飲食店

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類76「飲食店」の活動を範囲とする。

(品目例示) 食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店

(注意点) 平成27年表において、平成23年表の「6721-01、6721-011 飲食サービス」のうち飲食店を分割。

列コード	行コード	部門名称
6721-02	6721-021	持ち帰り・配達飲食サービス

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類77「持ち帰り・配達飲食サービス業」の活動を範囲と

する。

(品目例示) 持ち帰り飲食サービス、配達飲食サービス

(注意点) 平成27年表において、平成23年表の「6721-01、6721-011 飲食サービス」のうち持ち帰り・配達飲食サービスを分割。

列コード	行コード	部門名称
6731-01	6731-011	洗濯業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類781「洗濯業」及び細分類「7891 洗張・染物業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 洗濯業、クリーニング業、ランドリー業、クリーニング工場、洗濯物取次所、クリーニング取次所、リネンサプライ業、貸おむつ業、貸おしぼり業、貸ぞうきん業、貸モップ業、洗張業、染物業

(平成27年表からの変更点)

平成27年表で「6731-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に含まれていた日本標準産業分類の細分類「7891 洗張・染物業」を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
6731-02	6731-021	理容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類782「理容業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 理容店、理髪店、パーパー、床屋

列コード	行コード	部門名称
6731-03	6731-031	美容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類783「美容業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 美容室、美容院、ビューティーサロン

列コード	行コード	部門名称
6731-04	6731-041	浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類784「一般公

衆浴場業」及び785「その他の公衆浴場業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 銭湯業、温泉浴場業、蒸し風呂業、砂湯業、サウナ風呂業、スパ業、鉱泉浴場業、健康ランド、スーパー銭湯

(注意点) ヘルスセンターは「6741-09、-099 その他の娯楽」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類789「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」のうち細分類7891「洗張・染物業」を除く活動を範囲とする。

(品目例示) エステティックサロン、コインシャワー業、コインランドリー業、ネイルサロン、ソープランド業

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において本部門に含まれていた日本標準産業分類の細分類7891「洗張・染物業」を「6731-01、-011 洗濯業」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6741-01	6741-011	映画館

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類801「映画館」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業、ミニ・シアター、ビデオ・シアター

列コード	行コード	部門名称
6741-02	6741-021	興行場(映画館を除く。)・興行団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類802「興行場(別掲を除く)、興行団」の活動を範囲とし、契約により出演又は自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動を含む。

(品目例示) 劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場(プロ野球興行用)、劇団、芸能プロダクション、楽団、プロ野球団、プロレス協会

列コード	行コード	部門名称
6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類803「競輪・競馬等の競走場、競技団」及び細分類8096「娯楽に附帯するサービス業」のうち場外券売場の活動を範囲とする。

(品目例示) 競輪場、競馬場、モータボート競走場、小型自動車競走場、競輪競技団、競馬競技団、場外券売場、投票券受託販売サービス

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において「6741-09、-099 その他の娯楽」に含まれていた場外券売場を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類804「スポーツ施設提供業」及び805「公園、遊園地」の活動を範囲とする。

(品目例示) 体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ、プール、アイススケート場、公園、遊園地、テーマパーク

列コード	行コード	部門名称
6741-05	6741-051	遊戯場・その他の娯楽

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類806「遊戯場」の活動を範囲とし、一般大衆に娯楽を提供する活動、809「その他の娯楽業」のうち細分類8096「娯楽に附帯するサービス業」に含まれる場外券売場を除く活動、及び727「著述・芸術家業」の活動を範囲とし、プレイガイドなど他に分類されない娯楽に

附帯するサービスを行う活動及び個人で文芸作品の創作などを行う活動を含む。

(品目例示) ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、スロットマシン場、ビンゴゲーム場、射的場、ダンスホール、マリナー業、遊漁船業、芸ぎ業、カラオケボックス業、プレイガイド、釣堀業、著述家業、芸術家業

(平成27年表からの変更点)

- ① 平成27年表の「6741-09、-099 その他の娯楽」を本部門に統合し、平成27年表の「6741-05、-51 遊戯場」を「遊戯場・その他の娯楽」に名称変更
- ② 平成27年表において「6741-09、-099 その他の娯楽」に含まれていた場外券売場を「6741-03、-031 競輪・競馬等の競走場・競技団」に統合。
- ③ 娯楽作品原本の生産額の一部も新たに本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6751-01	6751-011	獣医業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7411「獣医業」の活動を範囲とする。

(平成27年表からの変更点)

部門が属する13部門分類を「農林漁業」から「サービス」へ移動。これに伴い、平成27年表のコード「0131-01、-011」を「6751-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-01	6799-011	写真業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類746「写真業」の活動を範囲とする。

なお、広告、出版等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動も本部門の活動の範囲とする。

(品目例示) 写真撮影業、写真館、商業写真業

列コード	行コード	部門名称
6799-02	6799-021	冠婚葬祭業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類795「火葬・墓地管理業」及び796「冠婚葬祭業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 葬儀屋、斎場、火葬場、墓地管理業、冠婚葬祭互助会、結婚式場

(注意点) 霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は、「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6799-03	6799-031	個人教授業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類823「学習塾」及び824「教養・技能教授業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 学習塾(各種学校でないもの)、音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、その他の教養・技能教授業

列コード	行コード	部門名称
6799-04	6799-041	各種修理業(別掲を除く。)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類793「衣服裁縫修理業」、903「表具業」及び909「その他の修理業」の活動を範囲とする。主として最終需要向けのもので、家具修理などの修理活動及びかじ業などの活動を含む。

(品目例示) 衣服裁縫修理業、表具業、家具修理業、時計修理業、履物修理業、かじ業、楽器修理業、自転車修理業

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含まれていた日本標準産業分類の細分類793「衣服裁縫修理業」を本分類に統合。

(注意点) 別掲とは、以下の(a)～(b)である。

(a) 産業用の機械、船舶、鉄道車両、航空機の修理は、それぞれの部門に含める。

- (b) 自動車修理業及び自動車タイヤ修理業は、「6631-10、-101 自動車整備」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類014「園芸サービス業」、792「家事サービス業」、794「物品預り業」及び799「他に分類されない生活関連サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 造園業、植木業、家政婦、手荷物預り業、自転車預り業、食品貸加工業、古綿打直し業、結婚相談業、写真現像・焼付業、観光案内業(ガイド)、宝くじ売さばき業

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において本部門に含まれていた日本標準産業分類の小分類793「衣服裁縫修理業」を「6799-04、-041 各種修理業(別掲を除く。)」に統合。

68 事務用品

列コード	行コード	部門名称
6811-00P	6811-000P	事務用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 事務用品については、該当品目数が多く生産活動毎にその構成が大きく変化するものではないことから、分析面を考慮して、本部門を仮設部門として一括計上している。事務用品部門の範囲は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、日本標準商品分類の中分類93「文具、紙製品、事務用具及び写真用品」が含まれるものである(ただし、部分品を除く。)

なお、電子式卓上計算機(プログラム式は除く。)、印刷用紙、はさみ及び半導体メモリメディアは商品分類93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

(品目例示) とじひも、コピー用紙、連続伝票用紙、板紙、カーボン紙、帳簿類、伝票類、封筒、事務用紙、とじこみ用品、写真フィルム、印画紙、事務用のり、テープ、ひも、消しゴム、白墨、はさみ、電子式卓上計算機、筆記具、スタンプ台、朱肉、ステープラ、穴あけ、クリップ、半導体メモリメディア

列コード	行コード	部門名称
6911-00	6911-000	分類不明

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。

なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

(平成27年表からの変更点)

貿易統計で扱われる再輸出入品のうち、品目別に計数が把握できない500トン以上の船舶以外については、「8011-01輸出（普通貿易）」及び「8411-01（控除）輸入（普通貿易）」との交点に計上する。

(注 意 点) 行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれる。我が国の産業連関表では本部門を内生部門として位置付け、本部門の行計と列計の不一致、つまり最終的な全体の誤差を「9211-000 営業余剰」と「6911-00 分類不明」の交点で調整しており、二面等価調整の役割もある。

列コード	行コード	部門名称
7111-00		家計外消費支出（列）

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。

詳細は、粗付加価値部門の「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」を参照のこと。

(注 意 点) ① 本部門には、「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」の支出に関する財・サービスの内容が示されている。

② 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた娯楽・スポーツ費を「7211-00 家計消費支出」に統合。

列コード	行コード	部門名称
7211-00		家計消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 家計（個人企業を除いた消費主体としての家計）の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。

② 国民経済計算における家計消費支出には、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」（国内概念）と「国内市場及び海外における居住者家計の消費」（国民概念）という2つの概念がある。産業連関表においては、本部門を「国民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を「8412-00（控除）輸入（直接購入）」として、非居住者家計の国内市場における消費を「8012-00 輸出（直接購入）」としてそれぞれ別掲している。

この表章形式により以下の利点があ

る。

- 1) 国民経済計算における両方の家計消費概念が利用できる。
- 2) 産業連関表全体としての「国内概念」への転換が可能となる。

なお、「国内概念」への転換については、「8412-00 (控除) 輸入 (直接購入)」、「8012-00 輸出 (直接購入)」を参照のこと。

- ③ 海外現物贈与 (個人が外国から受ける贈与) と海外消費支出 (居住者の外国における財及びサービスの消費) については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。
- ④ 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や非市場生産者 (一般政府) などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では、販売額をマイナスの支出として計上することとしている。
- ⑤ 医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。
- ⑥ 現物給付 (通勤手当等) については、家計消費支出に含める。したがって、企業 (企業負担部分、社員自己負担部分とも)、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。

なお、刑務所における給食は、飲食物の政府消費とし、家計消費には含まない。

- ⑦ 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が家計に提供される場合、このための飲食材料費は一旦各部門の中間投入として計上し、同部門から家計へ産出するものとする。

(注 意 点) ① 平成23年表から、「金融」部門でF I S I M (間接的に計測される金融仲介サービス) が導入されたため、家計が購入したF I S I Mを計上している。

- ② 平成27年表において、平成23年表で「7111-00 家計外消費支出 (列)」に含まれていた娯楽・スポーツ費を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
7212-00		対家計民間非営利団体消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、非市場生産者 (対家計民間非営利団体) ★により供給されるサービスの生産額 (生産活動に要するコストで評価) から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成 (研究・開発) を差し引いたものに等しい。したがって、非市場生産者 (対家計民間非営利団体) ★の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

- (注 意 点) ① 平成27年表において、非市場生産者 (対家計民間非営利団体) ★の研究・開発の支出分は「7511-00 総固定資本形成 (民間)」へ振替。
- ② 平成27年表において新たに計上された、研究・開発 (非市場生産者 (対家計民間非営利団体) ★分) 等の固定資産から発生する減耗分を含める。

列コード	行コード	部門名称
7311-01		中央政府集合的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス (外交・防衛など社会全体に対するサービス) に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される非市場生産者 (一般政府) ★★により供給される集合的サービスの生産額 (集合的サービスの生産活動に要するコストで評価) から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成 (研究・開発) を差し引いたもの、つま

り、中央政府の集会的サービスの自己消費額に等しい。

- (注 意 点) ① 平成27年表において、平成23年表で中央政府に分類されていた非市場生産者(一般政府)★★の研究・開発の支出分は「7411-00 国内総固定資本形成(公的)」へ振替。
- ② 平成27年表において、「公的金融(F I S I M)」部門の産出額のうち、中央銀行の非市場産出分を従来の金融部門から「公務(中央)★★」部門の中間投入に変更することにより、生産額の合計から算出する「公務(中央)★★」部門の国内生産額の増加分を本部門に記録。

列コード	行コード	部門名称
7311-02		地方政府集会的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス(議会・警察などの社会全体に対するサービス)に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★により供給される集会的サービスの生産額(集会的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたもの、つまり地方政府の集会的サービスの自己消費額に等しい。

- (注 意 点) 平成27年表において、平成23年表で地方政府に分類されていた非市場生産者(一般政府)★★の研究・開発の支出分は「7411-00 国内総固定資本形成(公的)」へ振替。

列コード	行コード	部門名称
7311-03		中央政府個別消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別な財・サービス(教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★に

より供給される個別サービスの生産額(個別サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額を差し引いたもの(つまり、中央政府の個別サービスの自己消費額)に家計への教科書用図書の現物給付、医療の保険給付等を加えたものに等しい。

- (注 意 点) 介護保険給付費(市町村特別給付分を除く。)は、本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
7311-04		地方政府個別消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別な財・サービス(教育、保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★により供給される個別サービスの生産額(個別サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の個別サービスの自己消費額に等しい。

- (注 意 点) 介護保険給付費のうち市町村特別給付分は、本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
7321-01		中央政府集会的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス(「7311-01 中央政府集会的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。

- (注 意 点) 平成27年表において新たに計上された、研究・開発(中央政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★分)等の固定資産から発生する減耗分を含める。

列コード	行コード	部門名称
7321-02		地方政府集合的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス(「7311-02 地方政府集合的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。

(注 意 点) 平成27年表において新たに計上された、研究・開発(地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★分)等の固定資産から発生する減耗分を含める。

列コード	行コード	部門名称
7321-03		中央政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(「7311-03 中央政府個別的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
7321-04		地方政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(「7311-04 地方政府個別的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
7411-00		国内総固定資本形成(公的)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 非市場生産者(一般政府)★★又は公的企業による国内における建設物、機械、装置、防衛装備品、知的財産生産物(研究・開発、ソフトウェアを含む。)等の固定資産の取得(購入、固定資産の振替等)からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン、仲介手数料等の直接費用が含まれる。

生産過程から産出された資産に限定

されるため、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。また、資産の除去・除却に際し必要となる原状回復費用も本部門に計上される。

- ② 固定資産として規定する資本財の範囲は、1年超にわたり、生産に繰り返しあるいは継続的に使用されるものとする。ただし、作業に用いる手工具等のように安価かつ安定的に購入されるものについては、経常取引とみなし、固定資本形成には含めない。
- ③ 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電気業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。
- ④ 生産が長期にわたる資産(長期生産物)は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定(自家用に用いる資本の生産)については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。
家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物の自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。
- ⑤ 建設、船舶の建造(以下「建設等」という。)に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その国内生産額にコストとして含まれてい

るものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

(平成27年表からの変更点)

2008 S N A の「知的財産生産物に係る生産の記録」に対応するため、娯楽作品原本についても、知的財産生産物とみなし、本部門に含める。

- (注 意 点) ① 税法上の少額の減価償却資産として、使用可能期間が1年未満のもの及び取得価額が10万円未満のものは、推計に使用する基礎統計において固定資産に記録されていない場合がある。このような基礎統計を産出額の推計に使用している行部門では、実態上、複数年使用される財のうち単価が10万円以上の財が本部門へ計上され、それ未満の財は内生部門に産出される扱いとなる。
- ② 本部門の対象となる非市場生産者（一般政府）★及び公的企業の範囲については、「第1部第4章〔別添〕令和2年（2020年）産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付」を参照。
- ③ 平成27年表において、2008 S N A の「研究・開発の資本化」及び「防衛装備品の資本化」に対応するため、定義・範囲を拡張。また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産とみなし、本部門に含めた。

列コード	行コード	部門名称
7511-00		国内総固定資本形成（民間）

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 国内における建設物、機械、装置、知的財産生産物（研究・開発、ソフトウェアを含む。）等の固定資産の取得（購入、固定資産の振替）であり、「国内総固定資本形成（民間）」の範囲は、「7411-00 国内総固定資本形成（公的）」と同じである。資本形成を行う主体は、市場生産者（公的企業を除く。）及び非市場生産者（対家計民間非営利

団体）★である。なお、持家に係る建物、構築物の取得や耐用年数の向上を伴うような改修、土地の造成・改良費は、自己消費される住宅サービス（住宅賃貸料（帰属家賃））の生産に用いられるものとして扱い、本部門に含める。

(平成27年表からの変更点)

2008 S N A の「知的財産生産物に係る生産の記録」に対応するため、娯楽作品原本についても、知的財産生産物とみなし、本部門に含める。

- (注 意 点) 平成27年表において、2008 S N A の「研究・開発の資本化」及び「防衛装備品の資本化」に対応するため、定義・範囲を拡張。また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産とみなし、本部門に含めた。

列コード	行コード	部門名称
7611-01		生産者製品在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 財を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品（建設物は除外する。）と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

- (注 意 点) と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物の育成期間中の成長増加分は、「7611-02 半製品・仕掛品在庫純増」に含める。

列コード	行コード	部門名称
7611-02		半製品・仕掛品在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 財を産出する産業が一部加工、組み立て、育成途中のもので、通常さらに手を加えることなしには、他の事業所に対して販売、出荷、引き渡しとされないもの（ただし、自己勘定によるものと建設仕掛工事は除外する。）と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

- (注 意 点) と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年を超えるもので1回だけ産出

物を生産する動植物の成長増加分、及び専門的生産者（育成を業として行い、育成された財を自己使用せずに出荷する生産者）が所有する財の成長増加分は、本部門に含まれる。

列コード	行コード	部門名称
7611-03		流通在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 卸売業・小売業に分類される生産者によって取得された財であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

(注 意 点) 本部門は、卸売業・小売業に分類される事業所以外からは産出されないが、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う石油の国家備蓄については、例外的に流通在庫純増として扱う。

列コード	行コード	部門名称
7611-04		原材料在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- ① 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得する全ての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- ② 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- ③ 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財
- ④ 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- ⑤ 防衛省の保有する弾薬類
- ⑥ その他

(注 意 点) ① 非市場生産者（一般政府）★★の国内生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財・サービスの購入から同種の中古財

及び屑の純販売を引いたものを全て中間消費として計上し、国内生産額を推計している。その産出先は、他の部門に対する販売額（例えば、国公立学校の授業料等）を差し引いた金額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、市場生産者との対比で非市場生産者（一般政府）★★の原材料在庫にあたりとみられる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。ただし、防衛省の保有する弾薬類については定義・範囲に記載のとおり本部門に含める。

- ② 非市場生産者（対家計民間非営利団体）★についても、非市場生産者（一般政府）★★と同様の扱いをしている。
- ③ 平成27年表において、2008 S N A の「防衛装備品の資本化」に対応するため、定義・範囲を拡張。

列コード	行コード	部門名称
8011-01		輸出（普通貿易）

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者而非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸出額を計上するという観点から、品目別に計数が把握できる再輸出入品を控除するとともに、書画、こつとう、中古タイヤ、中古自動車等については、マージン相当額のみを計上する。

なお、①少額貨物（1件当たり20万円以下）、②見本品及び寄贈品、③駐留軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財は、貿易統計の対象ではないため、本部門の範囲に含まない。

本部門は、F O B 価格（船積価格）で評価する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目（一部を除く。）
(平成27年表からの変更点)

- ① 輸出品の国内流通に係る消費税（平成23年表まで「調整項」として別掲）の額について、平成27年表では本部門と各行

部門との交点に計上し、「卸売」との交点にマイナス計上していたが、各行部門の国内生産額から控除することとし、本部門には計上しない。

- ② 再輸出入品について、品目別に計数が把握できる500トン以上の船舶のみ控除する。品目別に把握ができない再輸出品については、「6911-000分類不明」との交点に計上する。

(注 意 点) 輸出(普通貿易)は、FOB価格で評価されるため、生産者価格評価表で輸出品を記録する場合には、FOB価格から、別途工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格を計上することになる。

列コード	行コード	部門名称
8011-02		輸出(特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支統計のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、以下の①、②を控除したものを、主な範囲とする。

①「輸出(直接購入)」の推計範囲(観光旅行、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費等)

②建物サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸(保険)業者の活動(すなわち、その受け取った貨物運賃(ネット保険料)収入)を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、全て貨物運賃、貨物保険の輸出として、本部門に計上する。なお、国際収支統計と産業連関表の対応については、「8411-02(控除)輸入(特殊貿易)」部門に記載の表のとおり。

(品目例示) 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際間の電話料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、その他の民間部門のサービス関係取引

(注 意 点) 観光などの業務以外を目的とする旅行による財・サービスの消費は、「8012-00 輸出(直接購入)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
8012-00		輸出(直接購入)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。

「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす部門である。

(品目例示) 訪日外国人旅行者(観光などの業務以外を目的とするもの)の日本国内での消費、外国の外交団団員等の個人消費、駐留軍の隊員等の個人消費

(注 意 点) 列部門「7211-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式

$$\begin{aligned} & \text{家計消費支出(国内概念)} \\ & = \text{家計消費支出(国民概念)} + \text{輸出(直接購入)} \\ & \quad - \text{輸入(直接購入)} \end{aligned}$$

列コード	行コード	部門名称
8411-01		(控除) 輸入(普通貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸入額を計上するという観点から、品目別に計数が把握できる再輸出入品を控除し、また、書画、こつとう、中古タイヤ、中古自動車等についても控除する。

なお、①少額貨物(1件当たり20万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財は、

貿易統計の対象ではないため、本部門の範囲に含まない。

本部門は、C I F 価格で評価する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目 (一部を除く。)
(平成27年表からの変更点)

再輸出入品について、品目別に計数が把握できる500トン以上の船舶のみ控除する。品目別に把握ができない再輸入品については、「6911-000分類不明」との交点に計上する。

列コード	行コード	部門名称
8411-02		(控除) 輸入 (特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支統計のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、以下の①、②を控除したものを、主な範囲とする。

①「輸入 (直接購入)」の推計範囲 (観光旅行、外交団団員等の個人消費、防衛省関係の隊員等の個人消費等)

②建物サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸 (保険) 業者の活動 (すなわち、その受け取った貨物運賃 (ネット保険料) 収入) を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、全て貨物運賃、貨物保険の輸出として、「8011-02 輸出 (特殊貿易)」に計上する。なお、国際収支統計と産業連関表の対応については、次表のとおり。

	国際収支統計				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸 (保険) 業者の活動 輸出に係るもの 輸出者 (居住者) の支払い 輸入者 (非居住者) の支払い 輸入に係るもの 輸出者 (非居住者) の支払い 輸入者 (居住者) の支払い 三国間輸送	○		○		○	
外国運輸 (保険) 業者の活動 輸出に係るもの						

輸出者 (居住者) の支払い					
輸入者 (非居住者) の支払い					
輸出に係るもの					
輸出者 (非居住者) の支払い		○		○	
輸入者 (居住者) の支払い		○		○	

(品目例示) 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際間の電話料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、その他の民間部門のサービス関係取引

(注 意 点) ① 産業連関表における輸入 (普通貿易) はC I F 価格で評価・計上するため、貨物運賃や貨物保険について輸入 (特殊貿易) でも計上すると、その分が重複する。このため、産業連関表では、用船料や用機料といった一部の例外を除き、運賃及び保険は輸入 (特殊貿易) には計上されない。

② 観光などの業務以外を目的とする旅行による財・サービスの消費は、「8412-00 (控除) 輸入 (直接購入)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
8412-00		(控除) 輸入 (直接購入)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者家計による海外市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす部門である。

(品目例示) 日本人の海外旅行者 (観光などの業務以外を目的とするもの) の現地消費、日本国の外交団団員等の個人消費

(注 意 点) 列部門「7211-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式

$$\text{家計消費支出 (国内概念)} = \text{家計消費支出 (国民概念)} + \text{輸出 (直接購入)} - \text{輸入 (直接購入)}$$

列コード	行コード	部門名称
8511-00		(控除) 関税

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きを持っている。そこで、「輸入」部門とは別に「関税」部門を設けることにより、輸入品に関する金額を明らかにしている。

なお、納税後、一定の条件に該当する場合になされる還付分については、基礎資料の制約から関税総額に含まれている。また、再輸入の船舶については、普通貿易での輸入の取消として扱われるため、関税についても関税がかからなかったものとして扱う。

(注 意 点) 産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の(普通貿易+関税+輸入品商品税)の額が計上される。

列コード	行コード	部門名称
8611-00		(控除) 輸入品商品税

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税が課税されることから、輸入品の金額を明らかにする一環として、これら税金を範囲として、「8511-00 (控除) 関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

(品目例示) 酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税及び輸入品に係る消費税

第3節 粗付加価値部門

列コード	行コード	部門名称
	7111-001	宿泊・日当
	7111-002	交際費
	7111-003	福利厚生費

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費(他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。)、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分(主として、宿泊と日当)を範囲とする。

① 宿泊・日当…役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。

② 交際費…得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まない。

ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含める。

③ 福利厚生費…保健衛生医療費(従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等)等から成っている。

なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9111-000～9113-000 雇用者所得」部門、「9311-000 資本減耗引当」及び「9411-000 間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」に含める。

(注 意 点) ① 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は「6711-01 宿泊業」に含まれ、同じく、企業の寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は、「5531-01 住宅賃貸料(帰属家賃)」に含

める。

また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得（「9113-000 その他の給与及び手当」）に含める。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「7211-00 家計消費支出」が、個々の食材または「飲食店」等を投入することとして扱う。

② 「7111-00 家計外消費支出（列）」（列部門の国内生産額）と、「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」の合計（行部門の国内生産額の合計）は一致する。

④ 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた娯楽・スポーツ費を「9113-000 その他の給与及び手当」に統合。

列コード	行コード	部門名称
	9111-000	賃金・俸給
	9112-000	社会保険料（雇用主負担）
	9113-000	その他の給与及び手当

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲）

(1) 雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得である。ここでいう所得とは、雇用主の支払いベースであり、雇用者の受け取りベースではない。また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする（発生主義）。さらに、雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、国民経済計算を考慮して、以下の項目により構成されるものとする。

① 賃金・俸給

a 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇用主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払が義務付けられている慶弔費や、さらには雇用主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- (a) 結婚祝金
- (b) 出産祝金
- (c) 入学祝金
- (d) 死亡弔慰金
- (e) 傷病見舞金
- (f) 災害見舞金

「チップ」については、イ) 客が直接雇用者に手渡すもの、ロ) 客からのチップが雇用主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、賃金・俸給に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものであり、したがって、イ) もロ) もそれに該当すると考えられるが、統計技術上の制約から、産業連関表の枠組みの中でイ) を正確に把握することは事実上不可能なので、これを客から雇用者への所得移転とみなして賃金・俸給に含めず、ロ) のみを賃金・俸給に含めている。

なお、国会議員及び地方議員の俸給（議員歳費）は、常用労働者賃金として扱う。

b 役員俸給、役員賞与

企業のコストとして役員に支払った額である。

② 社会保険料（雇用主負担）

以下の雇用主負担の社会保険料である。

- a 全国健康保険協会管掌健康保険（日雇特例被保険者を含む。）
- b 組合管掌健康保険
- c 厚生年金保険
- d 船員保険
- e 私立学校教職員共済
- f 雇用保険
- g 労働者災害補償保険
- h 子ども・子育て拠出金
- i 国家公務員共済組合
- j 地方公務員等共済組合
- k 国家公務員災害補償
- l 地方公務員等災害補償基金

なお、健康保険の保険料には医療分と介護分の保険料が含まれている。

さらに、「労働基準法」に基づく災害補償及びk、lの中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）とする。

③ その他の給与及び手当

- a 退職年金等の掛金及び支給額、退職一時金の支給額

退職年金等の掛金及び支給額とは、確定給付型企业年金に係る勤務費用（一定期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付）及び当該年金制度運用に係る費用、中小企業退職金共済制度等への掛金並びに確定拠出年金（企業型）への掛金である。

退職一時金の支給額とは、退職金共済契約等による積立制度への雇用主の積立額と、積立制度以外で雇用主が実際に支払った退職金である。

- b 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇用主のコストである。

- c 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額である。

- d 社会保険に関する上積給付金

社会保険の給付について雇用主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇用主の費用である。例として、労災保険における法定外の補償、組合管掌健康保険における付加給付などが挙げられる。

- e 財産形成に関する費用

雇用主が雇用者のために支出する以下の費用である。

(a) 私的保険制度への拠出金

(b) 持家援助に関する費用

(c) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

- f 娯楽・スポーツ費

従業員及び家族のレクリエーションに関する費用並びにこれら施設に関する費用である。

- g 雇用者ストックオプション

雇用主企業がその雇用者に対し、定められた日付（権利確定日）又はその後一定の期間内（権利行使期間）のいずれかにおいて、雇用主企業の株式をあらかじめ定められた価格（行使価格）で購入することができる権利を付与するものである。

（注 意 点）① 平成27年表において、平成23年表で

「9112-000 社会保険（雇用主負担）」に含まれていた厚生年金基金並びに「9113-000 その他の給与及び手当」に含まれていた厚生年金基金の上乗せ給付に係る掛金及び確定給付型企业年金への掛金に替えて、確定給付型企业年金に係る勤務費用（一定期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付）及び当該年金制度運用に係る費用を「9113-000 その他の給与及び手当」に含めた。

② 平成27年表において、平成23年表で

「7111-003 福利厚生費」に含まれていた娯楽・スポーツ費を「9113-000 その他の給与及び手当」に含めた。

③ 平成27年表において、雇用者ストック

オプションを「9113-000 その他の給与及び手当」に含めた。

列コード	行コード	部門名称
	9211-000	営業余剰

(担当府省庁) 内閣府

- (定義・範囲) ① 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税(間接税-補助金)を控除したものを範囲とする。
- ② 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含める。
- ③ 非市場生産者(一般政府)★★及び非市場生産者(対家計民間非営利団体)★の国内生産額は生産コスト(経費総額)に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。営業余剰は市場生産者のみに発生する。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表で「9411-000 間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」に含まれていた地方法人特別税を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
	9311-000	資本減耗引当

(担当府省庁) 内閣府

- (定義・範囲) 固定資産の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資産の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。ただし、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象としていない。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「国内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

(平成27年表からの変更点)

- ① 2008 S N Aの「知的財産生産物に係る生産の記録」に応じた「娯楽作品原本の資本化」に対応するため、定義・範囲を拡張。
- ② 2008 S N Aの「リース区分に応じた記録」に伴い、産出先の部門構成を変更。

(注 意 点) ① 平成23年表から、時価評価を導入している。

② 平成27年表において、2008 S N Aの「研究・開発の資本化」及び「所有権移転費用の扱いの精緻化」に対応するため、定義・範囲を拡張。

③ 平成27年表において、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産とみなし、本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
	9321-000	資本減耗引当 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

- (定義・範囲) 一般政府の保有する固定資産について、その価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、「9311-000 資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。なお、固定資本の範囲については、国内総固定資本形成(公的)と同じである。

(注 意 点) ① 平成23年表から、時価評価を導入している。

② 平成27年表において、2008 S N Aの「研究・開発の資本化」及び「防衛装備品の資本化」に対応するため、定義・範囲を拡張。

③ 平成27年表において、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産とみなし、部門に含めることとした。

列コード	行コード	部門名称
	9411-000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)

(担当府省庁) 内閣府

- (定義・範囲) ① 間接税は、財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業

所得に分類されない税外収入も間接税に含める。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。

- ② 国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では地方たばこ税、固定資産税等が税外負担では、印紙収入等が間接税に相当する。
- ③ 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課されるが、これらに課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。
すなわち、国民経済計算及び産業連関表では、住宅は全て市場生産者によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても「5531-01 住宅賃貸料（帰属家賃）」という列部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することとしているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。
- ④ 自動車関係の税は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の残り2分の1を、生産者負担分として間接税に含める。

- (注 意 点)
- ① 特別地方消費税は平成12年3月31日付で廃止されたが、その後納等分が存在している。これらについては、平成17年、平成23年表及び平成27年表と同様に、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。
 - ② 平成27年表において、政府手数料のうち、平成23年表で本部門に含まれていた市場生産者の支払分（電波利用料収入、許可料収入等）を「6111-01、-011 公務（中央）★★」及び「6112-01、-011 公務（地方）★★」の財・サービスの販売に、また、地方法人特別税を「9211-000 営業余剰」に統合。

列コード	行コード	部門名称
	9511-000	(控除) 経常補助金

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 経常補助金は、一般的に、①非市場生産者（一般政府）★★から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない。また、非市場生産者（一般政府）★★内の支払や非市場生産者（対家計民間非営利団体）★に対する支払も、上記①を満たさないことから補助金には記録されない。